

詔勅集（一部）謹寫

奉
つ
い
の
ち

天皇別目次

神代諸神神勅 1

修理固成之神勅（古事記卷頭） 1

寶祚天壤無窮之神勅 4

第一代 神武天皇 5

天業恢弘東征の詔（太歲甲寅年） 5

橿原建都の令（八紘爲宇の詔） 7
（己未三月七日）

龜山上皇（第九〇代 龜山天皇） 9

來寇の元軍敗歿せる時に下されし宣旨 9
（弘安四年閏七月十七日）

第一二一代 孝明天皇 10

石清水八幡宮に奉幣して内憂外患を祈禳し給ふの宣命 10

（元治元年九月一七日） 10

王政復古の詔	(慶應三年十二月九日)	13
王政復古の大號令	(慶應三年十二月九日)	14
開國の詔	(明治元年正月十日)	16
五箇條ノ御誓文	(明治元年三月十四日)	17
國威宣布の宸翰(明治維新の宸翰)	(明治元年三月十四日)	19
即位の宣命	(明治元年八月二十七日)	23
明治改元の詔	(明治元年九月八日)	25
東京に遷都し正義直諫を求め給ふの詔	(明治元年十月十七日)	26
國是諮詢の勅語	(明治二年四月二十日)	27
供御を節して救恤に充てしめ給ふの勅語	(明治二年八月二十五日)	28
神靈鎮祭の詔	(明治三年正月二日)	29
惟神の大道を宣揚し給ふの詔	(明治三年正月三日)	30
招魂社大祭の宣命	(明治五年九月二十三日)	31

徵兵令制定の勅語	……………	(明治五年十一月二十八日)	32
議院憲法頒布の詔	……………	(明治七年五月二日)	33
千島樺太交換條約批准の詔	……………	(明治八年八月二十二日)	34
招魂社を靖國神社と改稱し給へる御祭文	……………	(明治十二年六月二十五日)	36
聖旨、教學大旨	……………	(明治十二年)	38
各地方長官に下し給へる勅語	……………	(明治十三年二月二十七日)	42
陸海軍人に下し賜はりたる勅諭	……………	(明治十五年一月四日)	45
學制に關する勅諭	……………	(明治十五年二月二十一日)	57
大日本帝國憲法及び皇室典範制定の御告文	……………	(明治二十二年二月十一日)	59
大日本帝國憲法發布の勅語	……………	(明治二十二年二月十一日)	62
大日本帝國憲法發布の上諭	……………	(明治二十二年二月十一日)	64
皇室典範裁定の詔勅	……………	(明治二十二年二月十一日)	67
教育に關する勅語	……………	(明治二十三年十月三十日)	68
清國に對する宣戰の詔	……………	(明治二十七年八月一日)	70
義勇兵に關する勅語	……………	(明治二十七年八月八日)	74
戰勝後國民に下し給へる勅語	……………	(明治二十八年四月二十一日)	75
遼東還附の詔	……………	(明治二十八年五月十日)	79

露國に對する宣戰の詔書 (明治三十七年二月十日) 82

平和克復の詔 (明治三十八年十月十六日) 86

戊申詔書 (明治四十一年十月十三日) 90

韓國併合に付き下し給へる詔書 (明治四十三年八月二十九日) 92

李王冊立の詔書 (明治四十三年八月二十九日) 95

第一二三代 大正天皇 96

大正改元の詔書 (明治四十五年七月三十日) 96

御踐祚後朝見の御儀に於て下されし勅語 (大正元年七月三十一日) 97

獨逸國に對する宣戰の詔書 (大正三年八月二十三日) 99

即位禮當日紫宸殿の御儀に於て下されし勅語 (大正四年十一月十日) 102

世界大戰に關する平和克復の詔書 (大正九年一月十日) 104

「皇太子裕仁親王」攝政就任の令旨 (大正十年十一月二十六日) 106

「攝政御名」皇都復興に關する詔書 (大正十二年九月十二日) 108

「攝政御名」國民精神作興に關する詔書 (大正十二年十一月十日) 112

第一二四代 昭和天皇 115

昭和改元の詔書 (大正十五年十二月二十五日) 115

御踐祚後朝見の御儀に於て下されし勅語 (昭和元年十二月二十八日) 116

即位禮當日紫宸殿の御儀に於て下されし勅語 (昭和三年十一月十日) 119

滿洲事變に際し關東軍に下し給へる勅語 (昭和七年一月八日) 122

國際聯盟脫退に關する詔書 (昭和八年三月二十七日) 123

開院式の勅語(第七十二回臨時帝國議會) (昭和十二年九月四日) 125

支那事變勃發一周年に當り内閣總理大臣近衛文麿に賜はりたる勅語 (昭和十三年七月七日) 127

支那事變勃發一周年に當り陸海軍人に賜はりたる勅語 (昭和十三年七月七日) 129

青少年學徒に下されし勅語 (昭和十四年五月二十二日) 131

紀元二千六百年紀元節に下されし詔書 (昭和十五年二月十一日) 132

米國及び英國に對する宣戰の詔書 (昭和十六年十二月八日) 133

大東亞戰爭終結の詔書 (昭和二十年八月十四日) 137

戦争終結に付き陸海軍人に賜はりたる勅語 …… (昭和二十年八月十七日) ……
 復員に際して陸海軍人に賜はりたる勅諭 …… (昭和二十年八月二十五日) ……
 年頭、國運振興の詔書 (新日本建設に關する詔) (昭和二十一年一月一日) ……

本謹寫は、順序、順番号 (文末「第〇〇〇詔」の如く)
 並びに漢文体の和文訳、振仮名 (一部略) は全て、
 〱森清人先生編「みことのり」縮刷版〱に順ふ。
 但し、「古事記巻頭」は〱大東塾編「神拜綱要」〱に順ふ。

題字は、昭和五十四年五月二十五日自刃された、大東塾塾長
 影山正治大人命の辭世「民族の本ついのちのふるさとへはや
 はやかへれ戦後日本よ」の色紙より抜萃。縮小して印刷した
 ものである。

天神 修理固成の神勅

天地初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神。此の三柱の神は、並獨神成り坐して、身を隠したまひき。

次に國稚く浮脂の如くして、くらげなすただよへる時に、葦牙の如萌え騰る物に因りて成りませる神の名は、宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神。此の二柱の神も獨神成り坐して、身を隠したまひき。

上の件五柱の神は、別天神。

次に成りませる神の名は、國之常立神、次に豐雲野神。此の二柱の神

も獨神成り坐して身を隠したまひき。

次に成りませる神の名は、宇比地邇神、次に妹須比智邇神、次に角杵神

、次に妹活杵神、次に意富斗能地神、次に妹大斗乃辨神、次に淤母陀琉

神、次に妹阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神、次に妹伊邪那美神。

上の件國之常立神より以下、伊邪那美神以前并せて神代七代と稱す。

是に天祖諸の命以ちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱の神に、是の

ただよへる國を修理り固め成せと詔りごちて、天沼矛を賜ひて、言依

さし賜ひき。故二柱の神天浮橋に立たして其の沼矛を指し下して畫き

たまへば、鹽こをろこをろに畫き鳴して、引き上げたまふ時に、其の

矛ほこの末まきより垂した落だる鹽しほ、累つ積もりて嶋しまと成なる、是これ淤おの能ご碁ろ呂しま嶋しまなり。
其の嶋あもに天あめ降のり坐まして、天あめ之の御み柱はしらを見み立たて八や尋ひろ殿どのを見み立たてたまひき。

（「神拜綱要」古事記卷頭）

天照大神 寶祚天壤無窮の神勅

豐葦原とよあしはらの千五百秋ちいほあきの瑞穂國みつほのくには、是吾これあが子孫うみのこの王きみたるべき地くになり。
宜いまししく爾すのみまゆ皇孫就しとらきて治ささぐませせ。行あまつひつぎ矣。寶祚さかの隆さかえまさむこと、
當まさに天壤あめつちの與窮むたきほまりなかるべきものぞ。（「日本書紀」二二）

（第七詔）

神武天皇 天業恢弘東征の詔 (太歲甲寅年)

昔、我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊此の豐葦原の瑞穗國を擧げて、

我が天 祖彥火瓊瓊杵尊に授けたまへり。是に彥火瓊瓊杵尊、天 關

を闢き、雲路を披け、駟仙蹕て以て戻止りませり。是の時、運は鴻荒

に屬ひ、時は草昧に鍾れり。故れ蒙くして以て正を養ひ、此の西の偏

を治せり。皇祖皇考、乃神乃聖にまして、慶を積み暉を重ね、多に年

所を歴たまへり。天祖の降跡りましてより以併、今に一百七十九萬二

千四百七十餘歲なり。而るに遼 遼之地、猶ほ未だ王 澤に霑はず

遂に邑に君あり、村に 長 ありて、各 自ら疆を分ち、用て相凌ぎ

轆きしろはしむ。抑はたま又また、鹽土老翁しほつちのそぢに聞きしに、東ひむがしに美地よきくにあり、青山四よもに周めぐり。その中に亦また、天あめの磐船いはふねに乗りて、飛び降くだれる者ありと曰いへり。余あれ謂おもふに、彼その地くには、必ず以もて天あまつひつき業わざを恢ひろめ弘のべて、天下あめのしたに光宅みちをるに足たりぬべし。蓋けだし六合くくにの中心もなかか。厥その飛び降くだれる者は、謂おもふに是これ饒速にぎはや日ひならむ。何なんぞ就ゆきて都みやこづくらざらむや。（「日本書紀」三）

（第一六詔）

檀原建都の令「八紘爲宇の詔」（己未年三月七日）

我東に征きしより、茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尚梗しと雖も、中洲之地復風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓め、大壯を規摹るべし。而して今、運此の屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む習俗、惟常となれり。夫れ大人の制を立つ。義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫正しきを養ひ

たまふ心を弘めむ。然して後に六合くのにのうちを兼ねて以て都を開き、八紘あめのしたを掩おほひて宇いへと爲せむこと、亦可よからずや。夫かの畝傍山たつみのすみの東、南樞原とこころの地を觀れば、蓋けだし國もみかの境みやこづく區か。治みやこづくるべし。（「日本書紀」三）

（第二八詔）

(龜山上皇) 來寇の元軍敗没せる時に下されし宣旨

(弘安四年閏七月十七日)

去夏以降、蒙古襲来して、荐りに壹岐、對馬を着し、九州の官軍を驚
かしたりと雖も、今月朔日、暴風おこりて波を上ぐ。是れ則ち神鑿の
應護なり。賊船定めし漂没せしならむか。然る間、いよいよ栗陸の徳
化を施し、猶ほ藍谷の冥助を仰がむ。加之、斯茲に三たび初秋の
餘潤に合ふ。其れ慎を輕んずれば、其の兆最も重し。宜しく災孽を未
萌に却け、福祚を無疆に増さむ。(「勘仲記」弘安四年の條)

(第一一〇詔)

(孝明天皇) 石清水八幡宮に奉幣して内憂外患を祈禳し給ふの宣命

(元治元年九年十七日)

すめら
天皇が 詔 旨と、掛けまくも畏き石清水に御坐せる八幡大菩薩の廣
かしこ いはし みつ ましま
前に、恐み恐みも申給はくと申さく。去る七月、不意も禁門近く干戈
まをしたま まを
を動すの災起りて、民屋多く焼け亡ひ、武士は東西に亂れ走り、公民
わさひひ うしな おほみなから
は遠近に奔り逃れ、殊に躁驚ぎぬるを、深く御意を惱まさしめ給ひし
をらこち はし のが さや おほみこころ
が、不日も静謐に成りぬれど、叡慮猶も安まり給はず。彼の周防・長
ひみならず おだひ えいりよなほ
門の凶徒等を攘ひ鎮め給はむと念ほしめす。然るに又戎慮の來寇すと
はら しつ おも
聞食す。彼と云ひ此と云ひ、皇國の患難此に至るは、朕が不徳の招く
きこしめ すめらみくに わさはひ をちなき

所かと、晝夜間無く憂ひ念ひ恥じ歎き給ふ。此の如き禍を攘ひ除くこ
とは、人力の及ばざる所なり。掛けまくも畏き大菩薩、早く神威を播
きて、拂ひ退け銷し滅し給ひ、天下を安國と平げ給ひ治め給はむ事を、
仰ぎ祈り伏し禱り給ふ。故れ是を以て、吉日良辰を擇び定めて、正二
位行權大納言兼大宰權帥藤原朝臣俊克を差使はして、金銀の御幣を
捧げ持たしめて出奉給ふ。此の狀を平けく安けく聞食して、縦時世の
禍亂なりとも、速に武く嚴き靈驗を垂れ給ひ、戎夷・凶徒を攘ひ退け
鎮め壓へ給ひて、今より已後、國の災害民の憂患を、皆悉く未だ萌さ
ざるの外に攘ひ除き給ひて、四海平けく公民安けく、寶位延長に、

武運悠久いづきうに、常磐堅磐とぎはかきはに、夜守よのまもり日守ひのまもりに護り幸あはれひ恤あはれみ給へと、恐み恐
みも申給はくと申す。　（「石清水八幡宮文書」）

（第一三〇六詔）

明治天皇 王政復古の詔 (慶應三年十二月九日)

癸丑みづのとうし (嘉永六年) 以來、國家多事、先帝宸襟しんきんヲ惱なやまス。衆庶しゆうじよノ知ル所
ナリ。今ヤ王政ニ復シ、國威こまゐヲ挽回げんくわいシ、大小ノ政令せいれい一ニ公議ニ決シ、
天下ト更始かうしセン。四方しほう其レ之ヲ體たいセヨ。

(第一三一五詔)

王政復古の大號令 (慶應三年十二月九日)

德川内府、從前御委任ノ大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然聞食
サレ候。抑 癸 丑 (嘉永六年) 以來、未曾有之國難ニテ、先帝
頻年宸襟ヲ惱マサレ 候 御次第、衆庶之知ル所ニ候。之二依リテ叡
慮ヲ決セラレ、王政復古、國威挽回之御基、立サセラレ候間、自今攝
關・幕府等廢絶、即今先假ニ總裁・議定・參與ノ三職ヲ置カレ、萬機
ヲ行ナハセラルヘク、諸事神武創業之始ニ原キ、縉紳・武弁・堂上・
地下之別無ク、至當ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク遊ハサルヘキ叡
念ニ付、各 勉勵、舊來驕惰之汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國之誠ヲ以テ、

奉公致スヘク候事。

(原文は漢文なり)

(「三條實美公年譜」十七)

(第一三二六詔)

開國の詔 (明治元年正月十日)

外國ハ、先帝ノ多年宸憂セラレシ所ナリ。幕府從來ノ失錯ヲ以テ、因循シテ今日ニ至レリ。今ヤ世態一變シテ、復鎖攘ヲ主トスヘカラス。因リテ宇内ノ公法ニ基キ、各國ノ交際ヲ開ク。上下一致シテ、此旨ヲ遵奉セヨ。(「法規分類大全」)

(第一三一八詔)

五箇條の御誓文 (明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ。

一 上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フベシ。

一 官武一途庶民ニ至ル迄、各 其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラ

シメンコトヲ要ス。

一 舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。

一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ

誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆 亦此旨趣ニ

基キ、協心けふしん努力セヨ。(「太政官日誌」四)

(第一三三二二詔)

國威宣布の宸翰（明治維新の宸翰）（明治元年三月十四日）

朕、幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖
に事へ奉らむやと、朝夕恐懼に堪ざるなり。竊に考るに、中葉朝政
衰てより、武家權を專らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是
を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやう計り
成し、遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果、其か爲に、今日朝廷
の尊重は、古へに倍せしか如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離る
ること霄壤の如し。かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今
般朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕か

罪なれば、今日の事、朕、自みづから 身骨しんこつを勞ろうし、心志しんしを苦くるめ、艱難かんなんの先に立たち、古いにしへ 列祖れつその盡つくさせ給たまひし蹤あとを履ふみ、治績ちせきを勤つとめてこそ、始はじめて天職てんしやくを奉まもりて億兆いっせうの君きみたる所に背そむかざるへし。

往昔わうせき、列祖れつそ萬機ばんきを親みづからし、不臣ふしんのものあれば、自ら將しやうとしてこれを征せいし玉たまひ、朝廷てうていの政まつりごと、總すべて簡易かんいにして、如かくのごとく此尊重このこぞうならざるゆへ、君くん臣相親しんあひしたしみて上下相愛しやうかあひあいし、德澤とくたく天下てんかに洽あまねく、國威こくゐ海外こわいに耀ながきしなり。

然しかるに近來きんらい、宇内大うだいに開ひらけ、各國四方こくごくしやうに相雄飛あひひどりするの時に當あたり、獨我ひとり邦くにのみ世界の形勢けいせいにうとく、舊習きうしゆを固守こしゆし、一新いんの效かうをはからず、朕みづか徒いたづらに九重中ここのへの中に安居いちじつし、一日いちじつの安やすきを偷ぬすみ、百年ひゃくねんの憂うれひを忘わするゝときは、

遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。

故に朕こゝに、百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。

汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらす、朕一たひ足を舉れば非常に驚き、種々の疑惑を生し、萬口紛紜として、朕か志をなささらしむる時は、是朕をして君たる道

を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆、
能々朕か志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕か業を助て、
神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめは、生前の幸甚ならん。

(慶應四年「太政官日誌」五)

(第一三二四詔)

即位の宣命 (明治元年八月二十七日)

あきつみなみ おほやしまくにしろしめ すめら おほみこと の おほみこと みこたち
現 神と大八洲國所知す天皇が詔旨らまと宣りたまふ勅命を、親王・
おみたち ももの つかさのひとたち あめのした おほみだから もうもう きこしめ
諸臣・百 官 人等・天下の公 民、衆 聞食さへと宣りたまふ。掛
けまくも畏き平安宮に 御 宇 す倭根子天 皇が宣りたまふ此の天
ひ つぎたかみくら わびさ あふみ
つ日嗣高座の業を、掛けまくも畏き近江の天津の宮に 御 宇 しし
すめらみこと
天 皇 (天智天皇) の初め賜ひ定め賜へる法の隨に仕へ奉れと仰せ賜
ひ授け賜ひ、恐み受け賜へる御代御代の御定有るが上に、方今天下の
おほみまつりごといにしへ かへ
大 政 古 に復し賜ひて、橿原の宮に 御 宇 しし天 皇 (神武
おんことはじめ いにしへ
天皇) 御創業の 古 に基き、大御世を彌 益益に吉き御代と固め成

し賜はむ其の大御位おほみくらに即つかせ賜ひて、進むも不知しらに退しぞくも不知かしに、恐かしこみ坐まさくと宣りたまふ大命おほみことを、衆もろもろ聞食きこしめさへと宣りたまふ。然るに天あめの下治しため賜へる君は良弼よきなすけを得て平たひらけく安やすらけく治め賜ふ物に在りとなむ所聞しめす。爰こゝに朕あれ、淺劣ちぢなといへども、親王みこたち・諸臣おみたち等の相穴あひあななひ扶たすけ奉らむ事に依りて、仰おほせ賜ひ授け賜へる食國をすくにの天下まつりごとの政まつりごとは平たひらけく安やすらけく仕へ奉るべしと所念おもほしめ行す。是を以て、彌正直いよよせいちよくの心を抱かかきて、天皇すめらが朝あそ廷どを衆もろもろ助け仕へ奉れと宣りたまふ天皇おほみことが勅命しきしめを、衆もろもろ聞食きこしめさへと宣のる。

明治改元の詔 (明治元年九月八日)

太乙を體して位に登り、景命を膺けて以て元を改むるは、洵に聖代の典型にして、萬世の標準なり。朕、否徳と雖も、幸に祖宗の靈に頼り、祗みて鴻緒を承け、躬、萬機の政を親す。乃ち元を改めて、海内の億兆と與に、更始一新せむと欲す。其れ慶應四年を改めて、明治元年と爲せ。今より以後、舊制を革易し、一世一元、以て永式と爲せ。主者施行せよ。(原文は漢文なり)

(第一三三三詔)

東京に遷都し正義直諫を求め給ふの詔（明治元年十月十七日）

皇國一體、東西同視、朕、今東府に幸して、親しく内外の政を聽く。汝百官有司、同心戮力、以て鴻業を翼けよ。凡事の得失可否は、宜しく正義直諫して、朕が心を啓沃すべし。

（原文は漢文なり）

（第一三三五詔）

國是諮詢の勅語 (明治二年四月二十日)

朕、嚮ニ、汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ、天地神明ニ質シ、綱紀ヲ皇張シ、億兆ヲ綏安スルヲ誓フ。然ルニ兵馬倉卒、未タ其ノ續ヲ底サス。朕夙夜、上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億兆ニ慙ツ。今ヤ乃チ親臨、汝百官群臣ヲ朝會シ、大ニ施設スルノ方法ヲ諮詢ス。是神州安危ノ決今日ニ在リ。誠ニ宜ク腹心ヲ披キ、肺肝ヲ表シ、可否ヲ獻替スヘシ。朕將ニ勵精竭力、大ニ經始スル所アラントス。汝百官群臣、ソレ勗哉。

(第一三四八詔)

供御くごを節せつして救恤きうじゆつに充あてしめ給たまふの勅語ちくご（明治二年八月二十五日）

朕わが、登祚とうそく以降いこう、海内かいだい多難たなん、億兆おくちゆう未夕みじふ綏寧すいねいセス。加しか之のみ、今歲こんさい淫雨いんう農ヲ
害シ、民將まさ二生なまヲ遂とくル所ナカラントス。朕深ク忱惕じゆつてきス。依より而て、射みづかラ節せつ
儉けんスル所有ありテ、以もつテ救恤きうじゆつニ充あテントス。主者しゆ施行しかうセヨ。

（第一三五四詔）

神靈鎮祭の詔 (明治三年正月三日)

朕、うやうや 恭しくおもん 惟みるに、太祖の業を創めたまふや、神明を崇敬し、
蒼生を愛撫したまひ、祭政一致、由來する所遠し。朕、寡弱を以て、
夙に聖緒を承け、日夜忱惕して、天職の或は虧けむことを懼る。乃ち
祗みて天神・地祇・八神暨び列皇の神靈を、神祇官に鎮祭し、以て孝
敬を申ぶ。庶幾くは、億兆をして矜式する所有らしめむ。

(「太政官日誌」) (原文は漢文なり)

(第一三六七詔)

惟神の大道を宣揚し給ふの詔 (明治三年正月三日)

朕、恭しく惟おもみるに、天神・天祖、極きよくに立ち統とうを垂たれ、列皇 相承あひうけ、之を繼つぎ之を述のべたまへり。祭政一致、億兆同心、治教ちけう上に明あかにして、風俗下しもに美うるはし。而しかるに中世以降、時に汗隆せりう有り、道みちに顯晦けんくわい有り、今や天運循環し、百度ひやくど惟これ新あらたなり。宜しく治教を明かにし、以て惟神かむなみの大道たいだうを宣揚すべきなり。因よりて新に宣教使を命じ、天下に布教せしむ。汝群臣衆庶、其これ斯むねの旨を體せよ。

(「太政官日誌」) (原文は漢文なり)

(第一三六八詔)

招魂社大祭の宣命 (明治五年九月二十三日)

天皇の^{すめらみこと}大命^{おほみこと}に坐せ。此の招魂社に^{しづ}鎮めまつれる。諸^{もろもろ}の靈^{みたま}の前に、
式部寮六等出仕正四位戸田忠至^{ただゆき}を^ま使として白^{たま}し給はくと白^まさく。前年^{さいいつとし}
戦^{いくさの}場^ばにして大^{おほき}功^{いさを}を立てし事を、萬代^{よろづよ}までに傳^{つた}へ給はむとして、年^{とし}
毎^いの此^{こゝ}の月^{つき}の今日^{けふ}の祭^{まつり}を永^{なが}き例^{れい}と、武官^{ぶくわん}の人^{ひと}等に命^{おほ}せて、種^{くさぐさ}種^{もの}の物^{もの}等^ら
を備^{まな}へ奉^{まつ}り齋^{いつ}き祭^{まつり}らせ給ふ。此^{こゝ}の狀^{さま}を聞^き食^こして、天皇^{すめらみこと}の大御代^{おほみこと}を動^{ゆら}ぐ
事^{こと}無^なくさやぐ事^{こと}無^なく、常石^{とこいし}に堅石^{かたし}に守^{まも}り幸^{あき}へ給^{たま}へと宣^のる天皇^{すめらみこと}の大命^{おほみこと}を、
甘^{あま}良^らに聞^き食^こせと白^ます。(「陸軍省日誌」)

(第一四二七詔)

徵兵令制定の勅語 (明治五年十一月二十八日)

朕 惟ルニ、古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ、軍團ヲ設ケ、以テ國
家ヲ保護ス。固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降、兵權武門ニ歸シ、兵農
始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ、實ニ千有餘年來ノ一
大變革ナリ。此際ニ當リ、海陸兵制モ亦、時ニ從ヒ、宜ヲ制セサルヘ
カラス。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ
法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ント欲ス。汝 百官 有司、厚ク朕カ意
ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。(明治五年「太政官日誌」百八)

(第一四二九詔)

議院憲法頒布の詔 (明治七年五月二日)

朕、踐祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ擴充シ、全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和、民情暢達ノ路ヲ開キ、全國人民ヲシテ、各其業ニ安ンシ、以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス。故ニ先ツ地方長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム。乃チ議院憲法ヲ頒布ス。各員其レ之ヲ遵守セヨ。(明治七年「太政官日誌」六十四)

(第一四六六詔)

千島樺太交換條約批准の詔 (明治八年八月二十二日)

天祐てんいゆうヲ保有シ、萬世ばんせい一系いつけいノ帝祚ていそヲ踐うみタル日本皇帝、此書このしよヲ以テ宣示せんじス。
朕せ、全露ぜんろ西亞皇帝陛下ト望おなせうヲ同シ、朕せハ樺太島からふとなうノ内、朕力所領タル
部分ぶんぶんヲ全露ぜんろ西亞皇帝陛下ニ讓與じやうよシ、全露ぜんろ西亞皇帝ハ、其ノ所領タル千
島群島しまぐんたうノ全部ヲ朕ニ讓與スルコトヲ互ニ決シタルヲ以テ、雙方さうほうノ全權
重臣じゆうしん、明治八年五月七日、彼得堡ペテルブルクニ會くわいシ、其條約ヲ締結調印セリ。即すなはち
其條款ていこう左ノ如シゴト (注、條款省略)
朕せ、親シク右條約ヲ通覽つうらんシ、其旨むねヲ至當しなうトス。故ニ今此書このしよヲ以テ之ヲ
全ク證認批准しやうにんひしゆんシ、天地ト悠久いゆうきゆうヲ期シ總テ條約中所載ノ條款ハ正まことニ之ヲ

遵行^{じゆんかう}セン事ヲ約ス。右定證^{ていしやう}トシテ爰^{こゝ}ニ朕カ名ヲ親記^{しんき}シ、國璽^{こくじ}ヲ鈐^{きん}セシム。
(明治八年「太政官日誌」)

(第一五〇二詔)

招魂社を靖國神社と改稱し給へる御祭文（明治十二年六月二十五日）

天すめらみこと 皇おほみことの 大命たまに 坐ませ。此このの 廣前ひろまへに 式部助兼しきぶのすけ一 等掌典いちとうしやうてん正六位丸岡莞爾せいりくゐいんがわんじやくを
使つかひと爲して、告つげ給たまはくと白まさく。掛かけ卷まくも畏かしこうねび 畝火うねびの 檀原宮ちんげんのみやに 肇國はつくに
知食しろうしめしし 天 皇すめらみこと（神武天皇）の 御代みよより、天日嗣高御座あまつひつぎたかみくらの 業わざと 知食しろうしめし
來くる 食國天下をすくにあめのしたの 政まつりごと の 衰微おとろへたるを 古いにしへ に 復かへし給たまひ、明治元年と云い
ふ年このかたより 以降うらと、内外の國の 荒振あらぶる 寇等あだどもを 刑罰こうしめ、不服人まつろはぬひとを 言こと 和むけし給
ふ時に、汝いましめ 命等ことたらの 赤あかき 直ただき 眞心まごころを以もて、家いへを 忘わすれ 身みを 擲なげちて、各おのの
も 死亡みまかりにし其の 大おほき 高たかき 勲功いさせしに 依よりてし、大皇おほすめらみくに 國くにをば 安國やすくにと 知食しろうしめす
事ことぞと 思おもほしめ 食めすが 故ゆゑに、靖國神社と改とめ稱なへ、別格官幣社と定まめ奉まつ

りて、御幣帛みてぐら たてまつ 奉り齋いはひ奉まつらせ給たまひ、今いまより後彌遠永のちいやとほながに怠こる事無ことく祭り給たまはむとす。故かれ是この狀さまを告たまげ給たまはくと白まし給たまふ天すめらみこと 皇おほみことの大命おほみことを、聞食きこしめせと、恐かしこみ恐かしこみも白ます。(「靖國神社誌」)

(第一六〇〇詔)

聖旨、教學大旨 (明治十二年)

教學ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才藝ヲ究メ、以テ人道ヲ盡ス
ハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ
智識才藝ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷
フ者少ナカラス。然ル所以ノ者ハ、維新ノ始、首トシテ陋習ヲ破リ、
智識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ效
ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、
將來ノ恐ル、所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カ
ラス。是我邦教學ノ本意ニ非サル也。故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基

ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ學ハ、孔子こうしヲ主トシテ、人々誠實品行たふヲ尚トヒ、然ル上各科ノ學ハ、其才器ニ隨テ益々長進シ、道德才藝、本末全備シテ、大中至正しせいの教學、天下ニ布滿ふまんセシメハ、我邦獨立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。

小學條目二件

一仁義忠孝ノ心ハ、人皆之有リ。然トモ其幼少ノ始ニ、其腦髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トモ爲ス可カラス。故ニ當世たうせい小學校ニテ、繪圖ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣・義士・孝子・節婦ノ畫像・寫眞ヲ掲ケ、

幼年生入校ノ始ニ、先ツ此畫像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ說諭シ、忠孝ノ大義ヲ、第一ニ腦髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス。然ル後ニ諸物ノ名狀ヲ知ラシムレハ、後來忠孝ノ性ヲ養成シ、博物ノ學ニ於テ、本末ヲ誤ルコト無カルヘシ。

一去秋各縣ノ學校ヲ巡覽シ、親シク生徒ノ藝業ヲ驗スルニ、或ハ農商ノ子弟ニシテ、其說ク所多クハ高尚ノ空論ノミ。甚キニ至テハ、善ク洋語ヲ言フト雖トモ、之ヲ邦語ニ譯スルコト能ハス。此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ、再タヒ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ、官卜爲ルモ無用ナル可シ。加之、其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、縣

官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ。是皆これみな教學ノ其道そのヲ得サルノ弊害ナリ。故ニ農商ニハ農商ノ學科ヲ設ケ、高尚ニ馳はセス、實地ニ基ツキ、他日學成ル時ハ、其本業ニ歸リテ、益々ますます其業ヲ盛大ニスルノ教則けうそくアラシムコトヲ欲ス。

(「教育勅語發關係資料集」一)

(第一六〇五詔)

各地方長官に下し給へる勅語 (明治十三年二月二十七日)

今日爾等地方官各官、陪讌ノ歡ヲ得ルニ當リ、朕親シク告ル所アラン
トス。朕卽位ノ初、祖宗ノ威靈ニ倚リ、大政ヲ興復シ、繼テ郡縣ノ制
ヲ發シ、曠古非常ノ改革ヲ行フ。當時、朕猶幼冲ニ在ルモ、爾等臣僚
ト朝夕孜孜スル所ノ者、未タ嘗テ一日モ國ヲ安シ、民ヲ利スルニ在ラ
スンハアラス。爾等數年舉行スル所、皆漸次ニ立憲ノ基ヲ經始シテ、
朕カ幼志ヲ暢達スルノ楷梯進路ナリ。顧ミルニ、維新以來百般經營ノ
事、略々其緒ニ就モ、前途猶遠ク、未タ其功ヲ終ヘス。人民新ニ變亂
ヲ離レ、教育ノ道未タ偏カラス。士ノ學文アル者、多クハ産業無ク、

農商ノ資産アル者、概おほむネ知識ニ乏とほシ。是皆爾等ノ知ル所ナリ。朕常ニ
在廷臣僚ト遠ク慮おもひばかりテ深ク謀ル所ノ者ハ、國ノ政事宜シク、歩ほヲ逐
テ進ミ、漸ぜんヲ以テ施シ、行フニ順序ヲ以テスヘシ。爾等地方民情ニ通
ス。必ス能ク朕カ心ヲ諒りやうトセン。地方施治ノ事、朕一二舉あはテ以テ爾等
ニ委あス。士ノ恆産こうさんヲ得サル者、爾等之ヲ勸導くわんだうシ、以テ其業ニ就カシメ
ヨ。農商ノ未タ教學ニ沾うるほハサル者、爾等之ヲ薰陶くんたうシ、以テ其知識ヲ長
セシメヨ。人民ノ政論ニ熱心シ、大局ヲ解セスシテ、或ハ躁進過激ニ
渉わたル者、爾等之ヲ訓告戒飭かいちやくシ、方向ヲ誤ラシムルコト勿なレ。要これえうするに之、
爾等廟議べうぎノ在ル所ヲ體たいシ、人民ヲ匡直きやうちやく輔翼ほよくシ、以テ朕カ漸次ぜんじニ歩ほ

ヲ進ムルノ志こころざしヲ贊たすケヨ。(「法規分類大全」)

(第一六〇六詔)

陸海軍人に下し賜はりたる勅諭 (明治十五年一月四日)

我國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つ
から大伴・物部の兵ともを率る、中國のまつろはぬものともを討
ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二
千五百有餘年を経ぬ。此間、世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革
も亦屢なりき。古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて、時あり
ては皇后・皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に
委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ
給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかは、兵

制は整ひたれとも、打ち續ける昇平しやうへいに狃なれて、朝廷の政務も漸やうやく文
弱へいに流れければ、兵農おのつから二ふたつに分れ、古の徵兵ちやうへいはいつとなく壯さう
兵へいの姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向ひたすらに其武士そのともの棟梁
たる者に歸し、世みだれの亂と共に政治の大權たいけんも亦其手またそのてに落ち、凡七百年の
間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りうつて斯かなれるは、人ひと力ちからも
て挽回いさかへすへきにあらずとはいひなから、且かつは我國體に戻り、且は我祖
宗の御制おんおきてに背きそむ奉りたてまつ、淺間あさましき次第たてまつなりき。降りて弘化こうくわ・嘉永かえいの頃
より、徳川の幕府其その政まつりごと衰へ、刺あまつさへ外國とつくにの事とも起りて、其侮あなざりを
も受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖おほちのみことにかうてんわう・仁孝天皇ちちのみこと・
皇考ちちのみこと・孝明かうめい

天皇いたく宸襟しんきんを惱なやまし給ひしこそ忝かたじけなくも又惶またかしこけれ。然しかるに、朕幼いとけなくして天津日嗣あまつひつぎを受けし初はじめて、征夷大將軍其政權そのを返上し、大名小名其版そのはん籍せきを奉還し、年を経すして海内一統の世となり、古の制度に復かへしぬ。是文武の忠臣良弼りやうひつありて、朕を輔翼ほよくせる功績いさをなり。歴世祖宗の專蒼生もはらさうせいを憐あはれみ給ひし御遺澤ごゆるたくなりといへとも、併しかしながら我臣民の其心そのに順じゆんぎやく逆の理ことわりを辨わきまへ、大義の重おもきを知れるか故にこそあれ。されは此時このときに於て兵制を更め我國の光かがやかを耀かがやさんと思ひ、此十五年か程に陸海軍の制をは、今の様に建定たてさだめぬ。夫兵馬の大權は朕それか統すふる所なれば、其司つかさど々をこそ臣下には任まかすなれ、其大綱は朕親之そのたいかうを攬みづからり、肯あへて臣下ゆだに委ゆたぬへきも

のにあらず。子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。朕は、汝等軍人の大元帥なるぞ。されは、朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰きてそ、其親は特に深かるべき。朕か國家を保護して、上天の恵に應し、祖宗の恩に報いまるらする事を得るも得ざるも、汝等軍人か其職を盡すと盡ささるとに由るそかし。我國の稜威振はさることあらは、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我武維揚りて其榮を耀さは、朕汝等と其譽を偕にすへし。汝等皆其職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さは、我國の蒼生は永く太平の

福を受け、我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれ、いてや之を左に述べむ。

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡生を我國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるへき。況して軍人たらん者は、此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず。軍人にして報國の心堅固ならざるは、如何程技藝に熟し、學術に長するも猶偶人のひとしかるへし。其隊伍も整ひ節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同かるへし。抑 國家を保護し

國權を維持するは兵力に在あれば、兵力の消長は、是國運の盛衰なることを辨わかまへ、世論せいろんに惑まどはず政治に拘かはらず、只々ただただ一途いちつに己おのれか本分の忠節を守り、義は山嶽さんかくよりも重く、死は鴻毛こうもうよりも軽しと覺悟せよ。其操みさをを破やぶりて不覺ふかくを取り、汚名をめいを受くるなかれ。

一 軍人は禮儀を正ただしくすへし。凡軍人おおよそには上元帥かみげんすゐより下一卒しもいつそに至るまで、其間あひだに官職の階級かいけいありて統屬とうぞくするのみならず、同列同級どうれつどうけいとしても停年ていねんに新舊しんきゅうあれば、新任の者は舊任のものに服従ふくじゆうすへきものぞ。下級じやくのものは上官じやくわんの命いのちを承うけつたまはすこと、實は直ちに朕みづかか命を承うけつたまはす義ぎなりと心得こころえよ。己おのれか隸屬れいぞくする所ところにあらずとも、上級じやくの者は勿もちろず

論、停年の己より舊きものに對しては、總へて敬禮を盡すへし。

又上級の者は下級のものに向ひ 聊も輕侮驕傲の振舞あるへから

す。公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも、其外は、務め

て 懇に取扱ひ、慈愛を專一と心掛け、上下一致して王事に勤

勞せよ。若軍人たるものにして、禮儀を紊り、上を敬はず、下を

惠ますして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に軍隊の蠱毒たる

のみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし。

一 軍人は武勇を尚ふへし。夫武勇は我國にては 古よりいと貴へ

る所なれば、我國の臣民たらんもの、武勇なくては叶ふまし。況

して軍人は戦たたかひに臨のぞみ敵に當るの職なれば、片時かたときも武勇を忘れてよ
かるべきか。さはあれ武勇には大勇たいゆうあり小勇せうゆうありて同からず。血
氣きにはやり粗暴そぼうの振舞ふるまひなとせんは、武勇とは謂いひ難がたし。軍人たら
むものは、常に能よく義理ぎりを辨わきまへ、能たんによくく膽力たんりよくを練り、思慮しりょを殫つくして
事を謀はかるへし。小敵せうてきたりとも侮あなどらず、大敵たいてきたりとも懼おそれず、己か
武職ぶしやくを盡つくさむこそ、誠の大勇にはあれ。されは武勇を尚たふとふものは、
常々つねづね人に接まじはるには温和おんくわを第一とし、諸人しよにんの愛敬あいけいを得むと心掛こころけよ。
由よしなき勇を好みて猛威まうゐを振ふるひたらは、果はきは世人よあひとも忌嫌いみきらひて、豺狼さいらう
などの如く思おもひなむ。心すへきことにこそ。

一 軍人は信義を重んずへし。凡信義を守ること常の道にはあれと、
わきて軍人は、信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと
難かるへし。信とは己か言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふ
なり。されは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか
得へからさるかをつまびらかし、審に思考すへし。臆氣なる事を假初に諾ひて、
よしなき關係を結び、後に至りて信義を立てんとすれば、進退谷
りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし。始に能々事
の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからすと知り、其
義はとても守るへからすと悟りなは、速に止るこそよけれ。古よ

り、或は小節せうせつの信義しんぎを立てんとて、大綱たいかうの順逆じゆんぎやくを誤り、或は公道こうどうの理非りひに踏迷ふみまよひて私情しじやうの信義しんぎを守り、あたは英雄やうけつ豪傑ごうけつともか、禍わざはひに遭あひ、身を滅めつし屍かばねの上の汚名せうめいを後世のちのよまで遺のこせること、其例ためし 尠すくなからぬものを、深く警いましめてやはあるへき。

一 軍人は質素しつそを旨むねとすへし。凡質素しつそを旨むねとせされは、文弱ぶんじやくに流れ輕けい薄はくに趨はしり、驕奢けうしゃ華靡くわびの風ふうを好このみ、遂ついには貪汚たんをに陥おちりて 志こころざし も無む下げに賤いやしくなり、節操せつさうも武勇ぶゆうも其甲斐よあひなく、世人よあひに爪つまはしきせらるゝ迄このに至りぬへし。其身生涯そのみんせいかの不幸ふくふなりといふも中々なかなか愚おろかなり。此この風ふう一いつたひ軍人ぐんじんの間に起りては、彼の傳染病でんせんびやうの如ごとく蔓延まんえんし、士風しふうも

兵氣も頓とんに衰へぬへきこと明あきらなり。朕深く之を懼おそれて、曩さきに免黜めんちゆう條例てうれいを施行しかうし、略ぼく此事じを誠いましめ置きつれと、猶なほも其惡習あくじゆの出んことを憂うれひて心安しんあんからねは、故ゆゑに又之またこれを訓しふるそかし。汝等軍人にん、ゆめ此訓誡しんかいを等閑なほざうにな思おもひそ。

右の五ヶ條は、軍人たらんもの暫しばしも 忽ゆるがせにすへからず。さて、之を行はんには、一ひとの誠心まごころこそ大切たいせつなれ。抑おし 此五ヶ條は、我軍人の精神しんしんにして、一ひとの誠心まごころは又五ヶ條の精神しんしんなり。心こころ 誠まごころならされは、如何いかなる嘉言かげんも善行ぜんかうも皆みなうはへの裝飾なまじりにて、何の用いようにかは立つへき。心たに誠まごころあれば、何事も成るものそかし。況またしてや此五ヶ條は、天地の公道こうだう

人倫じんりんの常經じやうけいなり。行おこなひ易やすく守り易し。汝等軍人能く朕よか訓をに違へひて、
此道を守り行ひ、國に報ゆるの務めを盡さは、日本國の蒼生さうせい舉りて之
を悦よろこひなん。朕いちにん一人の憚よろこびのみならんや。

(「法規分類大全」)

(第一六二三詔)

學制に關する勅諭 (明治十五年二月二十一日)

今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ、前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル。故ニ其教則等ニ於テモ、總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ傳ヘヨ。且次ノ條件ヲ諭セヨ。

一此學制規則ヲ以テ、文部卿ニ於テ、十分ニ實際ノ施行ヲ遂グルヲ要トスベシ。之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト忽レ。

一教育ノ事ハ、固ヨリ一時ニ遂グベキモノニ非ズ。假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ、此旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムベキノ覺

悟アルベシ。

一從來しゆらうらい 歐米おうべいニ偏へんセシ學風ハ、亡慮ぼうりよ之ヲ洗除せんぢよシ、小學歷史科ニ於テハ、

我國史ノ外、漢洋共ニ用ヒザルガ如キ、尤もつとも 其宜よシキヲ得タリト

ス。然しかドモ爾後じご或ハ風潮ニ逐おハレ、更ニ獨逸ドイツニ倣なフベク、又ハ露國ロシヤ

ニ取ルベキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ據よリテ變動セズ、十

年のち後其成功そのヲ奏スベシ。若シ不得やむをえず已シテ更ニ各國ニ取ルベキ等ノ

コトアラバ、文部卿能よク其意見ヲ盡シ、精擇せいたくシテ其取そのルベキモノヲ

取り、彼ニ偏へんスルコト忽たレ。(「教育勅語渙發關係資料集」一)

(第一六二四詔)

大日本帝國憲法及び皇室典範制定の御告文おつげがみ

(明治二十二年二月十一日)

皇朕すめらわレ謹かしこミ畏こミ

皇祖くわうそ

皇宗くわうそうノ神靈しんれいニ誥つケ白まをサク。皇朕すめらわレ天壤てんじやうむきやう無窮くわうほノ宏謨したニ循がヒ、惟神かむなノ寶祚ほうそヲ承繼しょうけいシ、舊圖きうとヲ保持あシテ敢あテ失墜しつづスルコト無シ。顧かへりミルニ世局せききうノ進運あニ膺あリ、人文じんぶんノ發達はつたつニ隨まヒ宜よろク

皇祖

皇宗くわうそうノ遺訓いこんヲ明徵めいぢやうニシ、典憲てんけんヲ成立てんりつシ、條章てうしやうヲ昭示しやうしシ、内うちハ以もつテ子孫

ノ率由そついうスル所ト爲シ、外ハ以テ臣民翼贊よくさんノ道ヲ廣メ、永遠ニ遵行じゆんかうセシメ、益々ますます國家ノ丕基ひきヲ鞏固きようこニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ。茲こゝニ皇室典範及憲法およびヲ制定ス。惟おもフニ此レ皆みな

皇祖

皇宗ノ後裔こうえいニ貽のこシタマヘル統治ノ洪範こうはんヲ紹述せうじゆつスルニ外ナラス。而シテ朕力躬みニ逮およビテ、時ト俱ともニ舉行スルコトヲ得ルハ、洵まことニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈くわうかう みれいニ倚藉いしやスルニ由ラサルハ無シ。皇朕すめらわレ仰あふぎテ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐しんいうヲ禱いのリ、併あはセテ朕カ現在及將來ニ、臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆あやまラサラムコトヲ誓フ。庶幾こひねがはクハ、
神靈此レヲ鑒かんがミタマヘ。〔「官報」〕

(第一六五九詔)

大日本帝國憲法發布の勅語 (明治二十二年二月十一日)

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ、我カ祖我カ宗ハ、我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕、我カ臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ、相與ニ和

衷協ちゆうけう同シ、益々まさまさ我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚せんやうシ、祖宗ノ遺業ゐげふヲ永久ニ鞏固きようこナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ふたんヲ分ツニ堪たフルコトヲ疑ハサルナリ。
（「官報」）

（第一六六〇詔）

大日本帝國憲法發布の上諭 (明治二十二年二月十一日)

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿德良能ヲ發達セシMEMコトヲ願ヒ、又其ノ翼贊ニ依リ、與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕カ率由スル所ヲ示シ、朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ、朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ。

朕及^{わよび} 朕カ子孫ハ、將來此ノ憲法ノ條章ニ循^{てうしやう}ヒ、之ヲ行フコトヲ愆^{あやま}ラサルヘシ。

朕ハ我ガ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有^{きやううい}ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ之ヲ招集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有效^{いうかう}ナラシムルノ期トスヘシ。

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜^{じぎ}ヲ見ルニ至ラハ、朕及^{わよび} 朕カ繼統^{けいとう}ノ子孫ハ、發議ノ權ヲ執^とリ、之ヲ議會ニ付^ふシ、議會ハ、

此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外^{ほか}、朕カ子孫及臣民ハ、

敢^{あへ}テ之カ紛^ま更^んヲ試^こミルコトヲ得^えサルヘシ。

朕^{わが}カ在^ざ廷^{てい}ノ大臣^{だいじん}ハ、朕^{わが}カ爲^なニ此^こノ憲^{けん}法^{ぽう}ヲ施^し行^{こう}スルノ責^{せめ}ニ任^まスヘク、朕^{わが}カ現在^{げんざい}及^{およ}將來^{しょうらい}ノ臣^{しん}民^{みん}ハ、此^こノ憲^{けん}法^{ぽう}ニ對^{たい}シ、永^と遠^とニ從^{したが}順^{うん}ノ義^ぎ務^むヲ負^おフヘシ。(「官報」)

(第一六六一詔)

皇室典範裁定の詔勅 (明治二十二年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ、萬世一系、歴代繼承シ、以テ朕カ躬ニ至ル。惟フニ祖宗肇國ノ初、大憲一タヒ定マリ、昭ナルコト日星ノ如シ。今ノ時ニ當リ、宜ク遺訓ヲ明徴ニシ、皇家ノ成典ヲ成立シ、以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ。茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經、皇室典範ヲ裁定シ、朕カ後嗣及ヒ子孫ヲシテ、遵守スル所アラシム。

(「三條實美公年譜」二十九)

(第一六六三詔)

教育に關する勅語

(明治二十三年十月三十日)

朕^{おも}惟^もフニ、我^{くわうそくわうそ}カ皇祖^そ皇宗^そ國^{こく}ヲ肇^{はじ}ムルコト宏遠^{くわうゑん}ニ、德^たヲ樹^たツルコト深厚^{しんこう}ナリ。我^{わが}カ臣民^{しん}克^{よく}ク忠^{ちゆう}ニ、克^{よく}ク孝^{かう}ニ、億兆^{おくせう}心^{こころ}ヲ一^{いつ}ニシテ、世々^{せそ}厥^そノ美^びヲ濟^なセルハ、此^{こゝ}レ我^{わが}カ國體^{こくたい}ノ精華^{せいかわ}ニシテ、教育^{きよういく}ノ淵源^{えんげん}亦^{また}實^{じつ}ニ此^{こゝ}ニ存^{ぞん}ス。

爾^{なんぢ}臣民^{しん}父母^{ふぼ}ニ孝^{かう}ニ、兄弟^{けいてい}ニ友^{ゆう}ニ、夫婦^{あひわ}相^あ和^わシ、朋友^{ほうゆう}相^あ信^{しん}シ、恭儉^{きやうけん}己^{おの}レヲ持^ちシ、博愛^{はくあい}衆^{しゆ}ニ及^{およ}ホシ、學^{まな}ヲ修^{しゆ}メ業^{わざ}ヲ習^{しゆ}ヒ、以^{もつ}テ智能^{しゆゐ}ヲ啓發^{けいはつ}シ、德^{とく}器^きヲ成^{せい}就^{じゆ}シ、進^{しん}テ公益^{こうい}ヲ廣^{ひろ}メ、世務^{せむ}ヲ開^{ひら}キ、常^{とこ}ニ國憲^{こくけん}ヲ重^{おも}シ、國法^{こくぽう}ニ遵^{したが}ヒ、一旦^{いつたん}緩急^{くわんきふ}アレハ義勇^{ぎゆう}公^{こう}ニ奉^{ほう}シ、以^{もつ}テ天壤^{てんじやう}無窮^{むきゆう}ノ皇運^{くわううん}ヲ扶翼^{ふよく}スヘシ。是^{かく}ノ如^{ごと}キハ獨^{ひと}リ朕^{わが}カ忠良^{ちゆうりやう}ノ臣民^{しん}タルノミナラス、又^{また}以^{もつ}テ爾祖^{なんぢそ}先^{せん}ノ

遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕、爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

(官報)

(第一六八一詔)

清國に對する宣戰の詔 (明治二十七年八月一日)

天佑ヲ保全シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕力百僚有司ハ、宜ク朕力意ヲ體シ、陸上ニ海面ニ、清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ、以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。苟モ國際法ニ戾ラサル限り、各々權能ニ應シテ、一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ朕力即位以來、茲ニ二十有餘年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼

ヲ篤あつクスルニ努力セシメ、幸ニ列國ノ交際ハ、年ヲ逐おフテ親密ヲ加フ。
何はかソ料ラム、清國ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ對シテ著ちやく著ちやく鄰交ニ戻リ、
信義ヲ失スルノ舉きよニ出テムトハ。

朝鮮ハ、帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ、列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ
一國タリ。而シテ清國ハ、毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ、陰ニ陽ニ
其ノ内政ニ干涉シ、其ノ内乱アルニ於テ、口ヲ屬邦ノ拯難ニ藉キ、兵
ヲ朝鮮ニ出シタリ。朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ、兵ヲ出シテ變ニ備
ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ、禍亂ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ將來ニ保タシメ、
以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ツ清國ニ告クルニ、協同事

二從^{したが}ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ 翻^{ひるがへつ}テ種々ノ辭柄^{じへい}ヲ設ケ之ヲ拒^{こぼ}ミタリ。帝國ハ是ニ於テ、朝鮮ニ勸^{すす}ムルニ、其ノ秕政^{ひせい}ヲ釐^{りかく}革シ、内ハ治安^{ちあん}ノ基^{もと}ヲ堅^{かた}クシ、外ハ獨立國ノ權義^{けんぎ}ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾^{こうだく}シタルモ、清國ハ終始^{しゆうし}陰^{かげ}ニ居テ、百方其ノ目的ヲ妨^{ぼう}碍^{がい}シ、剩^{あまつさ}ヘ辭^じヲ左右^{さゆう}ニ托^{たく}シ、時機^{じき}ヲ緩^{ゆる}ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整^{ととの}へ、一旦成ルヲ告クルヤ、直^{ただち}ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓^{かん}土^どニ派^はシ、我艦^{わがかん}ヲ韓海^{かんかい}ニ要擊シ、殆^{たいてい}ト亡^{ぼう}狀^{じやう}ヲ極メタリ。則^{すなは}チ清國ノ計圖^{けいと}タル、明^{あきら}ニ朝鮮國治安ノ責^{せめ}ヲシテ歸^きスル所アラサラシメ、帝國力率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列^こニ伍^ごセシメタル朝鮮ノ地位ハ、

之ヲ表示スルノ條約ト共ニ、之ヲ蒙晦^{もうくわい}ニ付シ、以テ帝國ノ權利利益ヲ
損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ、永ク擔保^{たんぽ}ナカラシムルニ存スルヤ疑
フヘカラス。熟^{つらつら}々其ノ爲^なス所ニ就テ、深く其ノ謀計^{ぼうけい}ノ存スル所ヲ揣^{はか}ル
ニ、實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望^{ひぼう}ヲ遂ケムトスルモノト
謂^いハサルヘカラス。事既^{こと}ニ茲^{こゝ}ニ至ル。朕平和ト相終始^{あひ}シテ、以テ帝國
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專^{しつぱ}ラナリト雖^{いへんも}、亦^{また} 公^{おほやけ}ニ戰ヲ宣セサルヲ
得^えサルナリ。汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴^{いらい}シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復^{こくふく}シ、
以テ帝國ノ光榮ヲ全^{まった}クセムコトヲ期ス。(官報)

(第一七一三詔)

義勇兵に關する詔勅（明治二十七年八月八日）

朕ハ祖宗そうノ威靈ゐれいト、臣民ノ協同トニ倚よリ、我カ忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用キ、國ノ稜威みいつト光榮トヲ全クセムコトヲ期ス。

各地ノ臣民、義勇兵ヲ團結スルノ舉きよアルハ、其ノ忠良愛國ノ至情しじやうニ出ルコトヲ知ル。惟おもフニ、國ニ常制じやうせいアリ、民ニ常業じやうげふアリ。非常徵發ちやうはつノ場合ヲ除クノ外ほか、臣民各々おのおの其ノ常業ヲ勤つとムルコトヲ怠ラス、内ニハ益々ますます生殖せいじよくヲ進メ、以テ富強ノ源みなもとヲ培つちかフハ、朕ノ望ム所ナリ。義勇兵ノ如キハ、現今其ノ必要ナキヲ認ム。各地方官、朕カ旨むねヲ體たいシ、示諭じゆスル所アルヘシ。（「官報」）

（第一七一四詔）

戰勝後國民に下し給へる勅語

(明治二十八年四月二十一日)

朕惟フニ、國運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムヘク、治平ヲ保持シテ克ク
終始アラシムルハ、朕力祖宗ニ承クルノ天職ニシテ、亦即位以來ノ志
業タリ。不幸客歲清國ト龔端ヲ啓キ、朕ハ止ムヲ得スシテ之ト干戈ヲ
交ヘ、十餘月ノ久シキ、結ヒテ解クル能ハス。而シテ在廷ノ臣僚ハ、
陸海兩軍及議會兩院ト共ニ、咸能ク朕力旨ヲ體シテ朕力事ヲ獎メ、内
ニ在テハ參畫 經營シ、費用ヲ給シ需供ヲ豊ニシ防備ニカメ、外ニ在
テハ櫛風沐雨、祁寒隆暑ニ暴露シ、百艱ヲ冒シ、萬死ヲ顧ミス、旭旗
ノ指ス所風靡セサルナシ。出征ノ師ハ、仁愛節制ノ聲譽ヲ播シ、外交

ノ 政^{まつりごと} ハ捷敏^{せふびん} 快暢^{くわいちやう}ノ能事^{のうじ}ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武^{るぶ}ト光榮トヲ中
外ニ宣揚シタリ。是レ朕カ祖宗ノ威靈^{ゐれい}ニ頼ルト雖モ、百僚^{ひやくれう}臣庶^{しんじよ}ノ忠實、
勇武精誠^{ゆうぶせいせい}、天日^{てんじつ}ヲ貫クニ非サルヨリハ、安ソ能ク此^{こゝ}ニ至ランヤ。朕ハ
深く汝有衆ノ忠勇精誠^{ちゆうゆうせいせい}ニ倚信^{いしん}シ、汝有衆ノ協翼^{けふよく}ニ頼リ、治平^{ちへい}ノ回復ヲ
圖^{はか}リ、國運進張^{こくうんしんぢやう}ノ志業^{しげふ}ヲ成サムトスルニ切ナリ。
今ヤ朕、清國ト和ヲ講シ、既^{すで}ニ休戰ヲ約シ、干戈^{かんくわ}ヲ戢ムル將^{まさ}ニ近ニ在
ラムトス。清國^{ゆめい}渝盟^くヲ悔ユルノ誠、已^{すで}ニ明ニシテ、帝國全權^{べんり}辨理大臣
ノ按定^{あんてい}セル條件、克ク朕ガ旨^{むね}ニ副^そフ。治平光榮^{あはせ}併テ之ヲ獲ル、亦文武
臣僚^{しんれう}ノ互ニ相待^{あひまち}テ全功^{ぜんこう}ヲ収メタルニ外^{ほか}ナラス。祖宗大業^{そんそうだいぎふ}ノ恢宏^{くわいくわう}、今ヤ

方ニ其ノ基ヲ鞏メ、朕カ祖宗ニ對スルノ天職ハ、斯ニ其ノ重ヲ加フ。
朕ハ更ニ、朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ケ、以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘ
カラス。

朕、固リ今回ノ戰捷ニ因リ、帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ、
大日本帝國ノ前程ハ、朕カ即位以來ノ志業ト均ク、猶ホ甚タ悠遠ナル
ヲ知ル。朕ハ汝有衆ト共ニ、努テ驕綏ヲ戒メ、謙抑ヲ旨トシ、益々武
備ヲ收メテ、武ヲ瀆スコトナク、益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク、
上下一致、各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ、永遠富強ノ基礎ヲ成サム
コトヲ望ム。戰後軍防ノ計畫、財政ノ整理ハ、朕有司ニ信任シテ、專

ラ贊籌さんちゆうノ責せめニ當あたラシムヘシト雖モ、積累蘊蓄せきるゐるうんちく、以テ國本ヲ培つちかフハ、主
トシテ億兆忠良ノ臣庶よニ頼よラサルヘカラス。若夫勝もしそれニ狃なレテ自ラ驕おごリ、
漫みだりニ他ヲ侮あなごリ、信いっぼうヲ友邦ニ失うフカ如キハ、朕だんカ斷だんシテ取とラサル所ナリ。
乃すなはチ清國ニ至いたテハ、講和條約批准交換ノ後ハ、其ノ友好ヲ復たシ、以テ
善鄰ぜんりんノ誼よしみ愈いよいよ々敦厚とんこうナルヲ期スヘシ。汝有衆、其レ善ク朕カ意ヲ體たいセ
ヨ。(「官報」)

(第一七四〇詔)

遼東還附の詔 (明治二十八年五月十日)

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ、全權辨理大臣ヲ命シ、其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ、兩國講和ノ條約ヲ訂結セシメタリ。

然ルニ露西亞・獨逸兩帝國及法朗西共和國ノ政府ハ、日本帝國力遼東半島ノ壤地ヲ永久ノ所領トスルコトヲ以テ、東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ、交々朕カ政府ニ懇懇スルニ、其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ。

願フニ、朕カ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ、洵ニ東洋ノ平和ヲシテ、永遠ニ鞏固ナラシメムトスル

ノ目的ニ外ナラス。而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切僣スル所、其ノ意亦茲ニ存ス。朕平和ノ爲ニ計ル、素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラサルノミナラス、更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ、治平ノ回復ヲ遲滯セシメ、以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ、國運ノ伸張ヲ沮ムハ、眞ニ朕カ意ニ非ス。且清國ハ、講和條約ノ訂結ニ依リ、既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ、我カ交戦ノ理由及目的ヲシテ、天下ニ炳焉タラシム。今ニ於テ大局ニ顧ミ、寬洪以テ事ヲ處スルモ、帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ、毀損スル所アルヲ見ス。朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ、朕カ政府ニ命シテ、三國政府ニ照覆スルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ關スル

一切ノ措置ハ、朕特ニ政府ヲシテ、清國政府ト商定スル所アラシメム
トス。今ヤ講和條約既ニ批准交換ヲ了シ、兩國ノ和親舊ニ復シ、局外
ノ列國、亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ。百僚臣庶、其レ能ク朕力意ヲ體シ、
深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キ
ヲ期セヨ。（「官報」）

（第一七四一詔）

露國に對する宣戰の詔書 (明治三十七年二月十日)

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ、宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク、朕カ百僚有司ハ、宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ、國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ、遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ、文明ヲ平和ニ求メ、列國ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ、永ク帝國ノ安全ヲ

將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ、
旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス。朕力有司モ亦、能ク朕力意ヲ體シテ
事ニ從ヒ、列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル。今不幸ニ
シテ、露國ト露端ヲ開クニ至ル。豈朕力志ナラムヤ。

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ス。是レ兩國累世ノ關
係ニ因ルノミナラス、韓國ノ存亡ハ、實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナ
リ。然ルニ露國ハ、其ノ清國トノ盟約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘
ハラズ、依然滿洲ニ占據シ、益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ、終ニ之ヲ併
吞セムトス。若シ滿洲ニシテ、露國ノ領有ニ歸セン乎、韓國ノ保全ハ、

支持スルニ由よナク、極東ノ平和亦素またもとヨリ望ムヘカラス。故ニ朕ハ此ノ
機ニ際シ、切ニ妥協たけふニ由よつテ時局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恒久ニ維持セム
コトヲ期シ、有司いうしヲシテ露國ニ提議シ、半歳はんさいノ久シキニ互たリテ、屢次るじ
折衝ヲ重ネシメタルモ、露國ハ一モ交讓かうじやうノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス、曠くわう
日彌久じつびきう、徒いたうらニ時局ノ解決ヲ遷延せんえんセシメ、陽やうニ平和ヲ唱導シ、陰いんニ海陸
ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從くつじゆうセシメムトス。凡ソ露國カ始ヨリ平和
ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ、毫がうモ認ムルニ由よナシ。露國ハ既ニ帝國ノ
提議ヲ容いレス、韓國ノ安全ハ方まさニ危急ニ瀕シ、帝國ノ國利ハ將まさニ侵迫しんぱく
セラレムトス。事既ことニ茲こゝニ至ル。帝國ガ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシ

タル將來ノ保障ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆
ノ忠實勇武ナルニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮
ヲ保全セムコトヲ期ス。（「官報」）

（第一八三八詔）

平和克復の詔 (明治三十八年十月十六日)

朕、東洋ノ治平ヲ維持シ、帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ、國交ノ要義
ト爲シ、夙夜懈ラス、以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ。不幸客歲露國
ト齟齬ヲ啓クニ至ル、亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ。
開戰以來、朕力陸海ノ將士ハ内、籌畫防備ニ勤メ外、進攻出戰ニ勞シ、
萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス。在廷ノ有司、帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡
シテ、以テ朕力事ヲ獎メ、軍國ノ經營、内外ノ施設、其ノ緩急ヲ愆ラ
ス、億兆克ク儉ニ克ク勤メ、以テ國費ノ負荷ニ任シ、以テ費用ノ供給
ヲ豊ニシ、舉國一致、大業ヲ贊襄シテ、帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ

發揚シタリ。是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ頼ルト雖、抑々亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ、億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス。交戦二十閱月、帝國ノ地歩既ニ固ク、帝國ノ國利既ニ伸フ。朕ノ恆ニ平和ノ治ニ汲汲タル、豈徒ニ武ヲ窮メ、生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ。

嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ、平和ヲ重スルニ出テテ、日露兩國政府ニ勸告スルニ、講和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深く其ノ好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠言ヲ容レ、乃チ全權委員ヲ命シテ、其ノ事ニ當ラシム。爾來彼我全權ノ間、數次會商ヲ累ネ、我ノ提議スル所ニシテ、

始ヨリ交戦ノ目的タルモノト、東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ、露國
其ノ要求ニ應シテ、以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ。朕、全權委
員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ、皆善ク朕カ旨ニ副フ。乃チ之ヲ嘉納
批准セリ。朕ハ茲ニ、平和ト光榮トヲ併セ獲テ、上ハ以テ祖宗ノ靈鑒
ニ對ヘ、下ハ以テ丕續ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ、汝有衆ト其ノ譽ヲ
偕ニシ、永ク列國ト治平ノ慶ニ頼ラムコトヲ思フ。今ヤ露國亦既ニ舊
盟ヲ尋テ、帝國ノ友邦タリ。則チ善隣ノ誼ヲ復シテ、更ニ益々敦厚ヲ
加フルコトヲ期セサルヘカラス。

惟フニ、世運ノ進歩ハ頃刻息マス、國家内外ノ庶政ハ、一日ノ懈ナカ

ラシムコトヲ要ス。僣武えんぶノ下益もとますます々兵備ヲ修おほメ、戰勝ノ餘愈よ々治教けうヲ張はリ、然シテ後始はじめテ能ク國家ノ光榮ヲ無疆むきやうニ保チ、國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持ふちスベシ。勝ニ狃なレテ自みづかラ裁抑さいよくスルヲ知ラス、驕怠けうたいノ念ねん從テ生スルカ若ごとキハ、深ク之ヲ戒メサルヘカラス。汝有衆いうしゆう其レ善ク朕力意たいヲ體シ、益ますます々其ノ事ヲ勤メ、益ますます々其ノ業ヲ勵ミ、以テ國家富強ノ基もとヲ固クセムコトヲ期セヨ。（「官報」）

（第一八九七九詔）

戊申詔書 (明治四十一年十月十三日)

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ、友義ヲ惇シ、列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス。顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内、國運ノ發展ニ須ツ。戰後日尚淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ。

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳ト

シテ日星ノ如シ。寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サハ、國運發展ノ本
近クスニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚
藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。
爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。 (「官報」)

(第一九一八詔)

韓國併合に付き下し給へる詔書 (明治四十三年八月二十九日)

朕、東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ、帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ、又常ニ韓國力禍亂ノ淵源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ、韓國政府ト協定セシメ、韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保セムコトヲ期セリ。

爾來時ヲ經ルコト四年有餘、其ノ間朕ノ政府ハ、銳意韓國施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖、韓國ノ現制ハ、尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス、疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ、民其ノ堵ニ安セス。公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ、革新

ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト、瞭然タルニ至レリ。

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ。

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ、併合ノ後ト雖、相當ノ優遇ヲ受クヘク、民衆ハ、直接朕力綏撫ノ下ニ立チテ、其ノ康福を増進スヘク、産業及貿易ハ、治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ。而シテ東洋ノ平和ハ、之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ、朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ、
諸般ノ政務ヲ總轄セシム。百官有司、克ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ、
施設ノ緩急其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ、永ク治平ノ慶ニ賴ラシム
ルコトヲ期セヨ。（「官報」）

（第一九三七詔）

李王册立の詔書 (明治四十三年八月二十九日)

朕、天壤無窮ノ丕基ヲ弘クシ、國家非常ノ禮數ヲ備ヘムト欲シ、前韓
國皇帝ヲ册シテ、王ト爲シ、昌德宮 李王ト稱シ、嗣後此ノ隆錫ヲ世
襲シテ、以テ其ノ宗祀ヲ奉セシメ、皇太子及將來ノ世嗣ヲ王世子トシ、
太皇帝ヲ太王ト爲シ、德壽宮 李太王ト稱シ、各其ノ儷匹ヲ王妃太王
妃又ハ王世子妃トシ、竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ、特ニ殿下ノ敬稱
ヲ用キシム。世家率循ノ道ニ至リテハ、朕ハ、當ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定
メ、李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ頼リ、福履ヲ增綏シ、永ク休祉ヲ享ケ
シムヘシ。茲ニ有衆ニ宣示シテ、用テ殊典ヲ昭ニス。

(「官報」)

(第一九三八詔)

大正天皇

大正改元の詔書

(明治四十五年七月三十日)

朕^ひ菲^{とく}德^くヲ以^てテ、大^{たい}統^{とう}ヲ承^うケ、祖^そ宗^{そう}ノ靈^{たま}ニ誥^つケテ萬^{ばん}機^きノ政^{まつりごと}ヲ行^なフ。

茲^{こゝ}ニ

先^{てい}帝^{せい}ノ定^{さだ}制^{せい}ニ遵^{したが}ヒ、明^{めい}治^ち四^し十^{じゅう}五^ご年^{ねん}七^{しち}月^{げつ}三^{さん}十^{じゅう}日^{にち}以^て後^ごヲ改^かメテ、大^{たい}正^{せい}元^{げん}年^{ねん}

ト爲^なス。主^{しゅ}者^{しゃ}施^し行^{かう}セヨ。

(官報)

(第一九五〇詔)

御踐祚後朝見の御儀に於て下されし勅語 (大正元年七月三十一日)

朕^に俄^は二大喪^{たいさう}ニ遇^あヒ、哀痛^{あいつう}極^なリ罔^なシ。但^た夕皇位^{たつこうゐ}一日^{いちにち}モ曠^{むな}クスヘカラス。

國政^{こくせい}須^{しゆ}臾^ゆモ廢^{はい}スヘカラサルヲ以^もテ、朕^にハ茲^{こゝ}ニ踐祚^{せんそ}ノ式^{しき}ヲ行^ゆヘリ。

顧^{おも}フニ先帝^{せんてい}睿明^{えいめい}ノ資^{すけ}ヲ以^もテ、維新^{ゐしん}ノ運^{うん}ニ膺^{あた}リ、萬機^{ばんき}ノ政^{まつりごと}ヲ親^{みづか}ラシ、

内治^{ないち}ヲ振刷^{しんさつ}シ外交^{わいこう}ヲ伸張^{しんちやう}シ、大憲^{たいけん}ヲ制^{せい}シテ、祖訓^{そくん}ヲ昭^{あきら}ニシ、典禮^{てんらい}ヲ頒^{わか}ツ

テ蒼生^{さうせい}ヲ撫^おス。文教^{ぶんきやう}茲^{こゝ}ニ敷^{しき}キ、武備^{ぶび}爰^{こゝ}ニ整^{とと}ヒ、庶績^{しよせき}咸熙^{みなひろ}リ、國威^{こくゐ}維揚^ゐ

ル。其^{その}ノ盛德^{せいとく}鴻業^{こうげふ}萬民^{まんみん}具^もニ仰^{おほ}キ、列邦^{れつぱう}共^{とも}ニ視^みル。寔^{まこと}ニ前古^{ぜんこ}未^なタ曾^{かつ}テ有^あ

ラサル所^{ところ}ナリ。

朕^に今^{いま}萬世^{まんせい}一系^{いつけい}ノ帝位^{ていゐ}ヲ踐^ふミ、統治^{とうち}ノ大權^{たいけん}ヲ繼承^{けいじやう}ス。祖宗^{そそう}ノ宏謨^{くわうぼ}ニ遵^{したが}ヒ、

憲法ノ條章ニ由リ、之レカ行使ヲ愆あやまルコト無ク、以テ先帝ノ遺業ゐげふヲ失
墜セサラムコトヲ期ス。有司いうしすんか須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事つかへ、
臣民亦和衷協同シテ、忠誠ヲ致スヘシ。爾等克ク朕カ意ヲ體シ、朕カ
事ことヲ獎順セヨ。 (官報)

(第一九五詔)

獨逸國に對する宣戰の詔書 (大正三年八月二十三日)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル
汝有衆ニ示ス。朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕力陸海軍ハ、宜ク
力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク、朕力百僚有司ハ、宜ク職務ニ率循シ
テ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ
手段ヲ盡シ、必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

朕ハ深く現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ、專ラ局外中立ヲ恪守シ、以テ東
洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ。此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ、遂ニ
朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ、戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、

其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ、其ノ艦艇ヲ二東亞ノ海洋ニ出沒シテ、帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ、極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ。是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ、相互隔意ナキ協議ヲ遂ケ、兩國政府ハ、同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ、尚努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ツ朕ノ政府ヲシテ、誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ。然レトモ所定ノ期日ニ及フモ、朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス。

朕、皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス。且今尚皇妣ノ喪ニ居レリ。恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル。朕深ク之ヲ憾トス。

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ、速ニ平和ヲ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス。（「官報」）

（第一九七四詔）

即位禮當日紫宸殿の御儀に於て下されし勅語（大正四年十一月十日）

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、惟神ノ寶祚ヲ踐ミ、爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ、普ク爾臣民ニ誥ク。

朕惟フニ、皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依リテ、萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ、神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ、皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス、爾臣民世世相繼キ、忠實公ニ奉ス。義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ。

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ、開國ノ宏謨ヲ定メ、祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大

典ヲ布キ、皇圖ヲ恢弘シテ、曠古ノ偉業ヲ樹ツ。聖徳四表ニ光被シ仁
澤遐邇ニ霑洽ス。

朕今丕續ヲ續キ、遺範ニ遵ヒ、内ハ邦基ヲ固クシテ、永ク磐石ノ安ヲ
圖リ、外ハ國交ヲ敦クシテ、共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス。朕力祖宗ニ
負フ所、極メテ重シ。祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ。朕夙夜兢業、天職ヲ
全クセムコトヲ期ス。朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ、勵精其ノ業ニ
從ヒ、以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル。庶幾クハ心ヲ同クシ、力ヲ戮
セ、倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ。爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

(「官報」)

(第一九八一詔)

世界大戰に關する平和克復の詔書 (大正九年一月十日)

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ、兵戈五年ニ彌リ、世界ヲ聳動セシメタルモ、
我カ聯合諸友邦、勇奮努力ノ威烈ニ頼リ、戰氛一掃、平和全ク復スル
ニ至リタルハ、朕ノ甚タ憚フ所ナリ。今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ、安寧ヲ
將來ニ規ルハ、固ヨリ諸友邦ノ協同燮理ニ須タサルヘカラス。嚮ニ講
和會議ノ佛國ニ開カルルヤ、朕亦全權委員ヲ簡派シ、其ノ商議ニ參セ
シメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ。是レ
朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷ノ重大ナルヲ
感セスムハアラサルナリ。

今ヤ世運一展シ、時局丕二變ス。宜シク奮勵自彊、隨時順應ノ道ヲ講
スヘキノ秋ナリ。爾臣民其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ萬國ノ公是ニ循
ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ、退イ
テハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養シテ、時世ノ進
運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス。

朕ハ永ク友邦ト俱ニ和平ノ慶ニ頼リ、休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ、
朕力忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ、文明ノ
風化ヲ廣敷シ、益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其
レ克ク朕力旨ヲ體セヨ。（「官報」）
（第一九九九詔）

「皇太子裕仁親王」攝政就任の令旨（大正十年十一月二十六日）

皇^{くわうじやう} 上^{ごふれい}ノ御不例久シキニ互^{わた}ラセララルハ、予^よノ國民ト共ニ憂懼措カサル所ナリ。今ヤ大政ヲ親^{みつか}ラシタマフコト能^{あた}ハサルニ因リ、予ハ成典ニ違^{したが}ヒテ攝政ト爲^なレリ。是レ實ニ已^やムヲ得サルニ出ツ。方今國事多端ノ際、予ノ弱齡寡德ヲ以テ、此ノ重任ニ膺^{あた}ル。夙夜^{しゆくや} 兢兢^{ききやうききやう}トシテ負荷ニ任^たヘサラムコトヲ恐ル。唯當ニ先皇維新^{せんわうるしん}ノ鴻謨^{こうぼ}ト 皇^{くわうじやう}上^{しやう} 紹述^{せうじゆつ}ノ宏規トヲ遵奉シテ、勵精治^ちヲ求メ、外ハ國交ヲ敦^{あつ}クシ、内ハ國民ノ福祉ヲ増進セムコトヲ期シ、以テ 皇^{ごへいゆ}上^{しやう}御平癒ノ日ヲ待ツヘキノミ。國民予カスノ意ヲ體シ、各々^{おのおの}其ノ業ニ勤メ、分^{ぶん}ニ隨ヒテ公ニ奉シ 上^{しやう}下^か心ヲ

一ニシテ、以テ國運ノ永昌ヲ圖ラムコトヲ望ム。
（官報）

（第二〇二〇詔）

(攝政御名) 皇都復興に關する詔書

(大正十二年九月十二日)

朕、神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ、光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ、皇考中
興ノ宏謨ヲ繼承シテ、肯テ愆ラサラムコトヲ庶幾シ、夙夜兢業トシテ
治ヲ圖リ、幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ大戰ニ
處シ、尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ。

奚ソ圖ラム、九月一日ノ激震ハ、事咄嗟ニ起リ、其ノ震動極メテ峻烈
ニシテ、家屋ノ潰倒、男女ノ慘死、幾萬ナルヲ知ラス。剩ヘ火災四方
ニ起リテ、炎燄天ニ沖リ、京濱其ノ他ノ市邑、一夜ニシテ焦土ト化ス。
此ノ間交通機關杜絶シ、爲ニ流言飛語盛ニ傳ハリ、人心恟恟トシテ倍

と其ノ慘害ヲ大ナラシム。之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ、寧口悽愴ナルヲ想知セシム。

朕深く自ラ改愼シテ已マサルモ、惟フニ天災地變ハ、人力ヲ以テ豫防シ難ク、只速ニ人事ヲ盡シテ、民心ヲ安定スルノ一途アルノミ。凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ、非常ノ果斷ナカルヘカラス。若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ、活用スルコトヲ悟ラス、緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ、或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ、多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ、人心動揺シテ抵止スル所ヲ知ラス。朕深く之ヲ憂惕シ、既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ道ヲ講セシメ、先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ、

以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス。

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ、政治經濟ノ樞軸トナリ、國民文化ノ源

泉トナリテ、民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ。一朝不慮ノ災害ニ罹リテ、

今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス。

是ヲ以テ其ノ善後策ハ、獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ將來

ノ發展ヲ圖リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス。惟フニ我忠良

ナル國民ハ、義勇奉公、朕ト共ニ其ノ慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ。

之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ、速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ、帝都復興

ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或

ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌畫經營、萬遺算ナキヲ期セムトス。
在朝有司、能ク朕カ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ從事シ、嚴ニ流言
ヲ禁遏シテ民心ヲ安定シ、一般國民、亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ、奉
公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ。朕、前古無比ノ天殃ニ際
會シテ、邇民ノ心愈々切ニ、寢食爲ニ安カラス。爾臣民、其レ克ク朕
カ意ヲ體セヨ。（「官報」）

（第二〇一一詔）

(攝政御名) 國民精神作興に關する詔書

(大正十二年十一月十日)

朕^{わが}惟^もフニ國家興隆ノ本ハ、國民精神ノ剛健ニ在リ。之ヲ涵養^{かんやう}シ、之ヲ振作^{しんさく}シテ、以テ國本ヲ固クセサルヘカラス。是ヲ以テ、先帝意ヲ教育ニ留^{とど}メサセラレ、國體ニ基^{もと}キ、淵源^{えんげん}ニ溯^{さかの}リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ、其ノ大綱ヲ昭示^{せうし}シタマヒ、後又臣民ニ詔シテ、忠實勤儉ヲ勸^{つと}メ、信義ノ訓ヲ申^まネテ、荒怠^{くわたい}ノ誠ヲ垂^たレタマヘリ。是レ皆道德ヲ尊重シテ、國民精神ヲ涵養振作スル所以^{ゆゑん}ノ洪謨^{こうぼ}ニ非^あサルナシ。爾來趨向一定シテ效^{かう}果大ニ著^あレ、以テ國家ノ興隆ヲ致^{いた}セリ。朕即位以來夙夜^{しゆくや}兢兢^{ききやう}トシテ、常ニ紹述^{せうじゆつ}ヲ思^しヒシニ、俄^{には}ニ災變ニ遭^あヒテ、憂悚^{いうしよく}交々至^こレリ。輒^{げん}近學術

益々開ケ、人智日ニ進ム。然レトモ浮華放縦ノ習漸ク萌シ、輕佻詭激
ノ風モ亦生ス。今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ、或ハ前緒ヲ失墜セムコ
トヲ恐ル。況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ、文化ノ紹復、國力ノ振興ハ
皆國民ノ精神ニ待ツヨヤ。是レ實ニ上下協戮、振作更張ノ時ナリ。振
作更張ノ道ハ他ナシ。先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ、其ノ實效ヲ舉クルニ在
ルノミ。宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ、智德ノ竝進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ、
風俗ヲ匡勵シ、浮華放縦ヲ斥ケテ、質實剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ矯メ
テ醇厚 中正ニ歸シ、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ秩序
ヲ保チ、責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ、博愛共存ノ誼

ヲ篤あつクシ、入いリテハ恭儉勤敏業きようけんきんびんニ服シ産ヲ治メ、出いテテハ一己ノ利害
ニ偏セスシテ、カヲ公益世務せいむニ竭つくシ、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮あんえい、
社會ノ福祉トヲ圖はかルヘシ。朕ハ臣民ノ協翼けふよくニ頼よリテ、彌々いよいよ國本ヲ固かたク
シ、以テ大業ヲ恢弘くわいこうセムコトヲ冀こひねがフ。爾なんぢ臣民其レ之ヲ勉メヨ。

(「官報」)

(第二〇一二詔)

昭和改元の詔書 (大正十五年十二月二十五日)

朕、皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、大統ヲ承ケ萬機ヲ總フ。茲ニ定制ニ遵ヒ
元號ヲ建テ、大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ、昭和元年ト爲
ス。(官報)

(第二〇二一詔)

御踐祚後朝見の御儀に於て下されし勅語（昭和元年十二月二十八日）

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ、帝國統治ノ大權
ヲ總攬シ、以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。舊章ニ率由シ、先德ヲ聿修シ、祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ。

惟フニ皇祖考、勅聖文武ノ資ヲ以テ、天業ヲ恢弘シ、内文教ヲ敷キ、

外武功ヲ耀カシ、千載不磨ノ憲章ヲ頒チ、萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ。

皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ、廼チ志ヲ繼明ニ尚クス。不幸中道ニシテ聖

體ノ不豫ナル、朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス。遽ニ登遐ニ遭ヒテ、哀痛極

リ罔シ。但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス、萬機ハ一日モ之ヲ廢ス

へカラス。哀かなしみヲ銜むくミ痛いたミ懷いだキ、以テ大統つヲ嗣つケリ。朕くわはくノ寡薄くわはくナル、唯
競業きやうげふトシテ、負荷たノ重キニ任たヘサラシおそコトヲ之レ懼おそル。

輓近ばんきんせ世態たい漸ク推移シ、思想しゆハ動やモスレハ趣舍すうしや相異ナルアリ。經濟ハ時

ニ利害同シカラサルアリ。此レ宜よろしク眼まなこヲ國家ノ大局たニ著つケ、舉國一體、

共存共榮こくヲ之レ圖はかリ、國本こくニ不拔ふニ培つちかヒ、民族みんヲ無疆むきやうニ蕃しげクシ、以テ

維新くわうしんノ宏謨こうぼヲ顯揚けんやうセンコトヲ懋つとムヘシ。今ヤ世局ハ正ニ會通くわいつうノ運うんニ際

シ、人文じんハ恰あたカモ更張かうちやうノ期あニ膺あル。則チ我國こくノ國是こくぜハ、日ニ進ムニ在リ、

日ニ新ニスルニ在リ。而シテ博ちゆうク中外ちゆうぐわいノ史ニ徵しシ、審つまびらニ得失あノ迹あと

ニ鑒かんミ、進ムヤ其ノ序じよニ循したがヒ、新ニスルヤ其ノ中ちゆうヲ執とル。是レ深く心

ヲ用フヘキ所ナリ。

夫^そレ浮華^{ふくわ}ヲ斥ケ、質實^{たつと}ヲ尚ヒ、模擬^{もぎ}ヲ戒メ創造^{つじ}ヲ勗メ、日進^{にっしん}以テ會通^{くわつう}ノ運^{じゆん}ニ乘シ、日新^{にっしん}以テ更張^{けいしやう}ノ期ヲ啓キ、人心^{にんしん}惟^こレ同シク、民風^{みんぷう}惟^わレ和シ、汎^{あまね}ク一視同仁^{いつしとにじん}ノ化^{くわ}ヲ宣^のヘ、永^{えい}ク四海^{しかい}同胞^{とどう}ノ誼^{よし}ヲ敦^{あつ}クセンコト、是^{こゝ}レ朕^{しん}カ軫念^{しんねん}最^{さい}モ切ナル所ニシテ、丕^ひ顯^{けん}ナル皇祖^{かうそ}考^{かう}ノ遺訓^{いじゆん}ヲ明^{めい}徴^{てい}ニシ、丕^ひ承^{じやう}ナル皇考^{かう}ノ遺志^{いじ}ヲ繼^{けい}述^{じゆつ}スル所以^{ゆゑん}ノモノ、實^{じつ}ニ此^{こゝ}ニ存^{ぞん}ス。有^{いう}司^し夫^ふレ克^{こく}ク朕^{しん}カ意^いヲ體^{たい}シ、皇祖^{かうそ}考^{かう}暨^{およ}ヒ皇考^{かう}ニ效^いセシ所^{ところ}ヲ以^{もつ}テ、朕^{しん}カ躬^みヲ匡弼^{きやうひつ}シ、朕^{しん}カ事^{こと}ヲ獎順^{かうじゆん}シ、億兆^{いっせう}臣民^{しんみん}ト俱^{とも}ニ、天壤^{てんじやう}無窮^{むきゆう}ノ寶祚^{ほうそ}ヲ扶翼^{ふよく}セヨ。

(官報)

(第二〇二三詔)

即位禮當日紫宸殿の御儀に於て下されし勅語（昭和三年十一月十日）

朕^{わむ}惟^{ただ}フニ、我^{わが}カ皇祖皇宗、惟^{ただ}神^{かむ}ノ大道^{みち}ニ遵^{したが}ヒ、天業^{あまのわざ}ヲ經綸^{けいりん}シ、萬世^{ばんせい}不易^{ふひき}ノ丕^ひ基^きヲ肇^{はじ}メ、一系^{いつけい}無窮^{むきゆう}ノ永祚^{えいそ}ヲ傳^{つた}ヘ、以^{もつ}テ朕^{わむ}カ躬^みニ逮^{およ}ヘリ。朕^{わむ}、祖宗^{そうそう}ノ威靈^{ゐれい}ニ頼^よリ、敬^{つし}ミテ大統^{たいとう}ヲ承^うケ、恭^こシク神器^{しんぎ}ヲ奉^{ほう}シ、茲^{こゝ}ニ即位^きノ禮^{らい}ヲ行^ゆヒ、昭^{あきら}ニ爾^{らん}有衆^{ちゆう}ニ誥^ごク。

皇祖皇宗、國ヲ建^たテ民^{たみ}ニ臨^{りん}ムヤ、國ヲ以^{もつ}テ家^なト爲^なシ、民ヲ視^みルコト子ノ如^{ごと}シ。列聖^{れつせい}相承^{さうじやう}ケテ、仁恕^{じんじよ}ノ化^{くわ}、下^{しも}ニ洽^{あま}ク、兆民^{せうたみ}相率^{さうそつ}キテ、敬忠^{けいちゆう}ノ俗^{ぞく}、上^{かみ}ニ奉^{ほう}シ、上^{かみ}下^{しも}感孚^{かんぷ}シ、君民^{きんたみ}體^{たい}ヲ一^{いつ}ニス。是^{こゝ}レ我^{わが}カ國體^{こくたい}ノ精華^{せいくわ}ニシテ、當^{あた}ニ天地^{てんち}ト竝^{なら}ヒ存^{ぞん}スヘキ所^{ところ}ナリ。

皇祖考くわうそくかう、古今かんがニ鑒みミテ、維新ゐしんノ鴻圖こうとヲ闢ひらキ、中外ちゅうがいニ徵めいシテ、立憲りっけんノ遠えん猷いヲ敷しキ、文ぶんヲ經けいトシ、武ぶヲ緯ゐトシ、以テ曠世くわうせいノ大業だいぎやくヲ建たツ。

皇考くわうかう、先朝せんちゆうノ宏謨くわうぼヲ紹繼せうけいシ、中興ちゅうきやうノ丕績ひせきヲ恢弘くわいこうシ、以テ皇風くわうふうヲ宇内うだいニ宣のフ。朕みづか、寡薄くわはくヲ以テ、忝かたじけなク遺緒ゐしよヲ嗣つキ、祖宗そうそうノ擁護ようごト、億兆いっせうノ翼よく戴たいトニ頼よリ、以テ天職てんしやくヲ治ちメ、墜おとスコト無なク、愆あやツコト無なカラムコトヲ庶幾こひねがフ。

朕みづか、内うちハ則すなはチ教化けうわヲ醇厚じゆんこうニシ、愈いよいよ民心みんしんノ和會わわいヲ致ますますシ、益ますます國運こくうんノ隆たか昌あまねヲ進すすムコトヲ念ねんヒ、外そとハ則すなはチ國交こくかうヲ親善しんぜんニシ、永とこク世界せかいノ平和へいヲ保たもチ、普あまねク人類じんるいノ福祉ふくしヲ益ますサムコトヲ冀こひねがフ。

爾有衆、其レ心ヲ協かなヘ力ヲ戮あはセ、私ヲ忘レ公ニ奉シ、以テ朕カ志ヲ弼ひつ
成シ、朕ヲシテ、祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ、以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フ
ルコトヲ得シメヨ。 （「官報」）

（第二〇三六詔）

滿洲事變に際し關東軍に下し給へる勅語 (昭和七年一月八日)

曩なほニ滿洲まんしゅうニ於テ事變ノ勃發はつぱつスルヤ、自衛ノ必要上、關東軍ノ將兵ハ、
果斷神速、寡克くわよくク衆ヲ制シ速ニ之ヲ芟討せんたうセリ。爾來艱苦ヲ凌しのキ祁寒きかんニ
堪へ、各地ニ蜂起ほうきセル匪賊ひぞくヲ掃蕩さうたうシ、克ク警備ノ任ヲ完まったウシ、或ハ嫩
江かう、齊ち々ち哈爾地方ニ、或ハ遼西れうせい、錦州地方ニ氷雪ヲ衝つキ、勇戰力闘、
以テ其ノ禍根くわこんヲ拔キテ、皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ。朕深ク其ノ忠
烈ヲ嘉よス。汝將兵なんぢ、益々堅忍自重けんじんじゆうじゆう、以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ、朕
カ信倚しんいニ對こたへムコトヲ期セヨ。

國際聯盟脫退に關する詔書
(昭和八年三月二十七日)

朕^{おま}惟^もフニ、曩^{さき}ニ世界ノ平和克服シテ、國際聯盟^{ねんめい}ノ成立スルヤ、皇考^{くわうなう}之ヲ憚^{とまろこ}ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ、朕^{またろ}亦遺緒^{しよ}ヲ繼承シテ苟^{いやしく}モ懈^{おこた}ラス、前後十有三年、其ノ協力ニ終始セリ。

今次^{まんしうこま}滿洲國ノ新興^{あた}ニ當リ、帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ、健全ナル發達ヲ促^{うなが}スヲ以テ、東亞ノ禍根^{くわこん}ヲ除キ、世界ノ平和ヲ保^{たも}ツノ基^{もと}ナリト爲^なス。

然^{しか}ルニ不幸ニシテ、聯盟ノ所見^{しよけん}之ト背馳^{はいち}スルモノアリ。朕^{すまは}乃^{すなは}チ政府ヲシテ慎重審議、遂^{つい}ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ、採^とラシムルニ至レリ。

然^{いへども}リト雖、國際平和ノ確立ハ、朕^{わが}常^{じょう}ニ之ヲ冀^き求^{もと}シテ止^やマス。是^{こゝ}ヲ以テ、

平和各般ノ企圖ハ、向後亦協力シテ渝ルナシ。今ヤ聯盟ト手ヲ分チ、帝國ノ所信ニ是レ從フト雖、固ヨリ東亞ニ偏シテ、友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス。愈信ヲ國際ニ篤クシ、大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ、夙夜、朕力念トスル所ナリ。方今、列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ、帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス。是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ。爾臣民克ク朕力意ヲ體シ、文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ、衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ、嚮フ所正ヲ履ミ、行フ所中ヲ執リ、協戮邁往、以テ此ノ世局ニ處シ、進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ、普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ。（「官報」）

（第二〇五八詔）

開院式の勅語 (第七十二回臨時帝國議會・昭和十二年九月四日)

朕、茲^{こゝ}ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク。

帝國ト中華民國トノ提攜^{ていけい}協力ニ依リ、東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ共榮

ノ實^{じつ}ヲ擧クルハ、是レ朕力夙夜^{しゆくや}軫念^{しんねん}措カサル所ナリ。中華民國、深ク

帝國ノ眞意ヲ解セス、濫^{みだり}ニ事ヲ構ヘ、遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル。

朕、之ヲ憾^{うらみ}トス。今ヤ、朕力軍人ハ、百艱^{ひやくかん}ヲ排シテ、其ノ忠勇を致シ

ツツアリ。是レ一二^{いつ}中華^{ちゅうわ}民國ノ反省ヲ促^{うなが}シ、速ニ東亞ノ平和ヲ確立セ

ムトスルニ外ナラス。

朕ハ、帝國臣民カ、今日ノ時局ニ鑑^{かん}ミ、忠誠公ニ奉シ、和協^{わけふ}心ヲ一二

シ、さんじやう贊裏以テ所期しよきノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム。

朕ハ國務大臣ニ命シテ、特ニ時局ニ關シ、緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ、帝國議會ニ提出セシム。卿等けいらよ克ク朕カ意ヲ體シ、和衷協贊わちゆうけふざんノ任ヲ竭つくサムコトヲ努メヨ。(「官報」)

(第二〇七一詔)

支那事變勃發一周年に當り内閣総理大臣近衛文麿に賜はりたる勅語

(昭和十三年七月七日)

今次變ノ勃發以來茲^{こゝ}ニ一年、朕カ勇武ナル將兵、果敢力闘、戦局其ノ歩ヲ進メ、朕カ忠良ナル臣民、協心戮力^{りくりよく}、銃後其ノ備ヲ固クセルハ、朕ノ深ク嘉尚^{かしやう}スル所ナリ。

惟^{おも}フニ、今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非スムハ、東亞ノ安定、永久ニ得テ望ムヘカラス。日支ノ提攜^{ていけい}ヲ堅クシ、以テ共榮ノ實ヲ擧クルハ、是レ洵^{まこと}ニ世界平和ノ確立ニ寄與^{きよ}スル所以^{ゆゑん}ナリ。

官民愈愈其ノ本分ヲ盡シ、艱難^{かんなん}ヲ排シ、困苦ニ堪^たヘ、益々^{ますます}國家ノ總力

ヲ舉ケテ、此ノ世局ニ處シ、速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ。
(「官報」)

(第二〇八〇詔)

支那事變勃發一周年に當り陸海軍人に賜はりたる勅語

(昭和十三年七月七日)

朕力親愛スル陸海軍人ニ告ク。

不幸客歲隣邦ト鬯端ヲ啓クヤ、朕力陸海ノ將兵ハ、内籌畫 經理ニ勤

メ、外攻戰防備ニ勞シ、克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ、以テ朕力信倚ニ對

ヘタリ。朕ハ、汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉シ、切ニ鋒鏑ニ斃レ、疫癘ニ死シ、

或ハ癘瘧ト爲レルヲ悼ム。惟フニ、時局ノ前途ハ、尚遼遠ニシテ、出

師ノ目的ヲ達センカ爲、汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ。汝等軍人、

其レ克ク朕力意ヲ體シ、宇内ノ大勢ト時局ノ本質トヲ察シ、愈々自疆

淬礪^{さいれい}、以テ朕カ股肱^{ここう}タルノ本分ヲ全^{マツク}ウセンコトヲ期セヨ。

(第二〇八一詔)

青少年學徒に下されし勅語 (昭和十四年五月二十二日)

國本こくほんニ培つちかヒ國力ヲ養ヒ、以テ國家隆昌ノ氣運きうんヲ永世ニ維持セムトスル、
任タル極メテ重ク、道タル甚タ遠シ。而シテ、其ノ任實じつニ繫リテ、汝
等青少年學徒ノ雙肩さうけんニ在リ。汝等其レ氣節きせつヲ尚たつとヒ、廉恥れんちヲ重ンシ、古
今ノ史實かんがニ稽かんがヘ中外ノ事勢かんがニ鑒かんがミ、其ノ思索しそくヲ精ニシ、其ノ識見しきけんヲ長
シ、執ル所中ちゆうヲ失ハス、嚮むかフ所正あやまヲ謬おのおのラス、各其ノ本分かくしゆヲ恪守シ、文
ヲ修メ武ヲ練リ、質實剛健ノ氣風しんれいヲ振勵シ、以テ負荷ふかノ大任まうたヲ全クセ
ムコトヲ期セヨ。(「官報」)

(第二〇八六詔)

紀元二千六百年紀元節に下されし詔書 (昭和十五年二月十一日)

朕惟フニ、神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ、一系無窮ノ寶祚ヲ繼キ、萬世不易ノ丕基ヲ定メ、以テ天業ヲ經綸シタマヘリ。歷朝相承ケ、上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ホシ、下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ、君民一體以テ朕ガ世ニ逮ヒ、茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ。

今ヤ非常ノ世局ニ際シ、斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル。爾臣民宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ騁セ、皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ、和衷戮力、益々國體ノ精華ヲ發揮シ、以テ時艱ノ克服ヲ致シ、以テ國威ノ昂揚ニ勗メ、祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スヘシ。

(「官報」)

(第二〇八八詔)

米國及び英國に對する宣戰の詔書

(昭和十六年十二月八日)

天佑てんいゆうヲ保有ぼんゆうシ萬世ばんせい一系いつけいノ皇祚くわうそヲ踐ふメル大日本帝國天皇ハ、昭あきらニ忠誠勇武たけなナル汝なんぢ 有眾いうしゆうニ示ス。

朕こゝろ茲こゝニ米國及英國ニ對シテ戰たたかヒ宣せんス。朕力陸海將兵ハ、全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ、朕力百僚有司ハ、勵精職務ヲ奉行シ、朕ガ眾庶ハ、各々其ノ本分ヲ盡シ、億兆一心、國家ノ總力ヲ舉ケテ、征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ、丕顯ナル皇祖考、丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ、朕力拳々措カサル所、而

シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ、萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、之亦帝國力
常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ。今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト龔端ヲ開ク
ニ至ル、洵ニ已ムヲ得サルモノアリ。豈朕力志ナラムヤ。中華民國政
府、曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス、濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ、
遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ、茲ニ四年有餘ヲ經タリ。幸ニ
國民政府更新スルアリ、帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レ
ルモ、重慶ニ殘存スル政權ハ、米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未夕牆ニ相
鬧クヲ悛メス。米英兩國ハ、殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ、
平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス。剩ヘ與國ヲ誘ヒ、

帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ、更ニ帝國ノ平和的通商
ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ、遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ、帝國ノ生存ニ重大ナ
ル脅威ヲ加フ。朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメントシ、
隱忍久シキニ彌リタルモ、彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク、徒ニ時局ノ解決
ヲ遷延セシメテ、此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ、以
テ我ヲ屈從セシメムトス。斯ノ如クニシテ推移セムカ、東亞安定ニ關
スル帝國積年ノ努力ハ、悉ク水泡ニ歸シ、帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕
セリ。事既ニ此ニ至ル。帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲、蹶然起ツテ一切ノ
障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ。

皇祖皇宗ノ神靈しんれい上なみニ在リ。朕なんハ汝ちいうしゆう有衆ゆうしゆうノ忠誠勇武しんいニ信倚しんいシ、祖宗ノ遺業ゐげふヲ恢弘くわいこうシ、速すみニ禍根くわこんヲ芟除さんぢよシテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。 (「官報」)

(第二〇九八詔)

大東亞戰爭終結の詔書

(昭和二十年八月十四日)

朕、深く世界ノ大勢ト帝國ノ現狀トニ鑑ミ、非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク。

朕ハ帝國政府ヲシテ、米英支蘇四國ニ對シ、其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ。

抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ、萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、皇祖皇宗ノ遺範ニシテ、朕ノ拳々措カサル所、曩ニ米英二國ニ宣戰セル所以モ亦、實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ、他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ、固ヨリ朕カ志ニアラス。然ルニ交戰已ニ四歲ヲ

閱シ、朕カ陸海將兵ノ勇戰、朕カ百僚有司ノ勵精、朕カ一億衆庶ノ奉
公、各々最善ヲ盡セルニ拘ラス、戰局必スシモ好轉セス、世界ノ大勢
亦我ニ利アラス、加之、敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜
ヲ殺傷シ、慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル。而モ尚交戰ヲ繼
續セムカ、終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス、延テ人類ノ文
明ヲモ破却スヘシ。斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ、皇
祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ。是レ朕カ帝國政府ヲシテ、共同宣言ニ應セ
シムルニ至レル所以ナリ。

朕ハ、帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ、遺憾ノ意

ヲ表セサルヲ得ス。帝國臣民ニシテ、戰陣ニ死シ、職域ニ殉シ、非命
ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ、五内爲ニ裂ク。且戰傷ヲ負ヒ、
災禍ヲ蒙リ、家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ、朕ノ深ク軫念スル
所ナリ。惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ、固ヨリ尋常ニアラス。爾
臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レトモ朕ハ、時運ノ趨ク所、堪ヘ難
キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ、以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス。
朕ハ茲ニ二國體ヲ護持シ得テ、忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ、常ニ爾
臣民ト共ニ在リ。若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ、或ハ同胞
排擠互ニ時局ヲ亂リ、爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ、朕

最モ之ヲ戒ム。宜シク舉國一家、子孫相傳へ、確ク神州ノ不滅ヲ信シ、
任重クシテ道遠キヲ念ヒ、總力ヲ將來ノ建設ニ傾ケ、道義ヲ篤クシ志
操ヲ鞏クシ、誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ、世界ノ進運ニ後レサラムコト
ヲ期スヘシ。爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

(「官報」)

(補遺第五詔)

戰爭終結につき陸海軍人に賜はりたる勅語（昭和二十年八月十七日）

朕、曩^{なほ}ニ米英ニ戰^{せん}ヲ宣^{せん}シテヨリ三年有八カ月ヲ閱^{けみ}ス。此間、朕カ親愛ナル陸海軍人ハ、瘡^{しやう}癘^{うれい}不毛^{いふまう}ノ野ニ或ハ炎熱狂濤^{きやうねつ}ノ海ニ、身命ヲ挺^{てい}シテ勇戰奮闘セリ。朕深ク之ヲ嘉^{よみ}ス。今ヤ新ニ蘇國ノ參戰ヲ見ルニ至リ、内外諸般ノ狀勢上、今後ニ於ケル戰爭ノ繼續ハ、徒ニ禍害^{くわがい}ヲ累^{るゐ}加シ、遂ニ帝國存立ノ根基ヲ失フノ虞^{おそれ}ナキニシモアラサルヲ察シ、帝國陸海軍ノ鬪魂尚烈々タルモノアルニ拘^{かか}ラス、光榮アル我國體護持^{こくたい}ノ爲、朕ハ爰^{こゝ}ニ米英蘇竝^{ならび}ニ重慶^{じゆうけい}ト和ヲ媾^{ごう}セントス。

若シ夫レ鉾鏑^{ほつてき}ニ斃^{たふ}レ、疫癘^{えきれい}ニ死シタル幾多忠勇ナル將兵ニ對シテハ、

衷心ちゆうしんヨリ之ヲ悼いたムト共ニ、汝等軍人ノ誠忠遺烈みれつハ、萬古國民ノ精髓せいずいタルヲ信ス。

汝等軍人、克よク朕力意ヲ體シ、鞏固きやうこナル團結だんけつヲ堅持シ、出處進止しゆつしんしんヲ嚴明げんめいニシ、千辛萬苦せんしんばんくニ克かチ、忍しのヒ難がたキヲ忍しのヒテ、國家永年いしづゑノ礎のこヲ遺のこサムコトヲ期セヨ。

(補遺第六詔)

復員に際して陸海軍人に賜はりたる勅諭（昭和二十年八月二十五日）

朕、帝國陸海軍ヲ復員スルニ方リ、朕力股肱タル陸海軍人ニ告ク。

朕深ク時運ヲ稽ヘ、干戈ヲ戢メ兵備ヲ撤セムトス。皇祖考ノ遺訓ヲ念

ヒ、汝等軍人多年ノ忠誠ヲ顧レハ、切切トシテ胸次ヲ刺ス。特ニ戰ニ

殪レ、病ニ死シタル幾多ノ將兵ニ對シテハ忉忉ニ勝ヘス。

茲ニ兵ヲ解クニ方リ、一絲紊レサル統制ノ下、整齊迅速ナル復員ヲ實

施シ、以テ皇軍有終ノ美ヲ濟スハ、朕深ク庶幾スル所ナリ。

汝等軍人、其レ克ク朕力意ヲ體シ、忠良ナル臣民トシテ各民業ニ就キ、

艱苦ニ耐ヘ荆棘ヲ拓キ、以テ戰後復興ニ力ヲ致サムコトヲ期セヨ。

（補遺第七詔）

年頭、國運振興の詔書（新日本建設に關する詔書）

（昭和二十一年一月一日）

茲^{こゝ}ニ新年ヲ迎フ。顧^{たぐり}ミレバ明治天皇明治ノ初^{はじめて} 國^{こまぜ}是トシテ五箇條ノ御^ご誓^{せい}文^{もん}ヲ下シ給ヘリ。

曰^{いは}ク、

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機^{ばんき}公論^{こうろん}ニ決スヘシ
- 一、上下^{しやうが}心^{こゝろ}ヲ一ニシテ盛^{せい}ニ經綸^{けいりん}ヲ行フヘシ
- 一、官武^{くわんぶ}一途^{いつと}庶民^{しよじん}ニ至ル迄^{おののおの}各其志^{おののおの}ヲ遂^とケ人心^{じんしん}ヲシテ倦^うマサラシメン

コトヲ要ス

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

勅旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、舊來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民擧ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豐カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ圖リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙リタル戰禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ眞ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固

ク、克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、獨リ我國ノミナラズ全人類ノ爲ニ、輝
カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。
今ヤ實ニ此ノ心ヲ擴充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、獻身けんしんてきの努力ヲ效スベ
キノ秋ナリ。

惟フニ長キニ亘レル戰爭ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ
焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭激きげきノ風漸ク長
ジテ道義ノ念頗ル衰へ、爲ニ思想混亂ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。
然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タン

ト欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依
リテ結バレ、單ナル神話ト傳説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ
以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、
延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニ非ズ。
朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ爲、アラユル施策ト經營
トニ萬全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、當面
ノ困苦克服ノ爲ニ、又産業及文運振興ノ爲ニ勇往センコトヲ希念ス。
我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣
風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ傳統ニ恥ヂザル眞價ヲ發揮スル

ニ至ラン。斯ノ如キハ實ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ爲、絶大ナル貢獻を爲ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計八年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ、自ラ勵マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

(補遺第一二詔)

詔勅集（一部）謹寫

本 っ い の ち

平成十四年十月二十七日 印刷

平成十四年十一月三日 發行

植字・編輯者 濱 崎 衛

發行所 不二歌道會山口縣支部

七五〇—〇〇〇三

下關市阿彌陀寺町4—1

赤間神宮内

電話（〇八三三）三二—四一三八

印刷所 三好印刷

山口縣豐浦郡豐北町瀧部八四三—三

電話（〇八三七）八二—〇〇一五

正誤表

五頁 左三行目 上から二一字「逮かた」

四五頁 二行目 上から九字「世々」

六七頁 四行目 上から三一字「制立」

七一頁 左四行目 上から一二字「内亂」

七四頁 一行目 「義勇兵に関する勅語」

一〇三頁 一行目 上から六字「皇圖くわうと」

一〇九頁 一行目 上から三〇字「凄愴」

一〇九頁 三行目 上から六字「戒愼」

一一五頁 一行目

「昭和天皇 昭和改元の詔書 (大正十五年十二月二十五日)」

一一六頁 三行目 上から三字「總攬」

一二二頁 五行目 上から三字「齊チ々チ哈ハ爾ル」

一二七頁 左一行目 上から三字「愈々」

詔勅集（一部）謹寫

奉つゝのち

